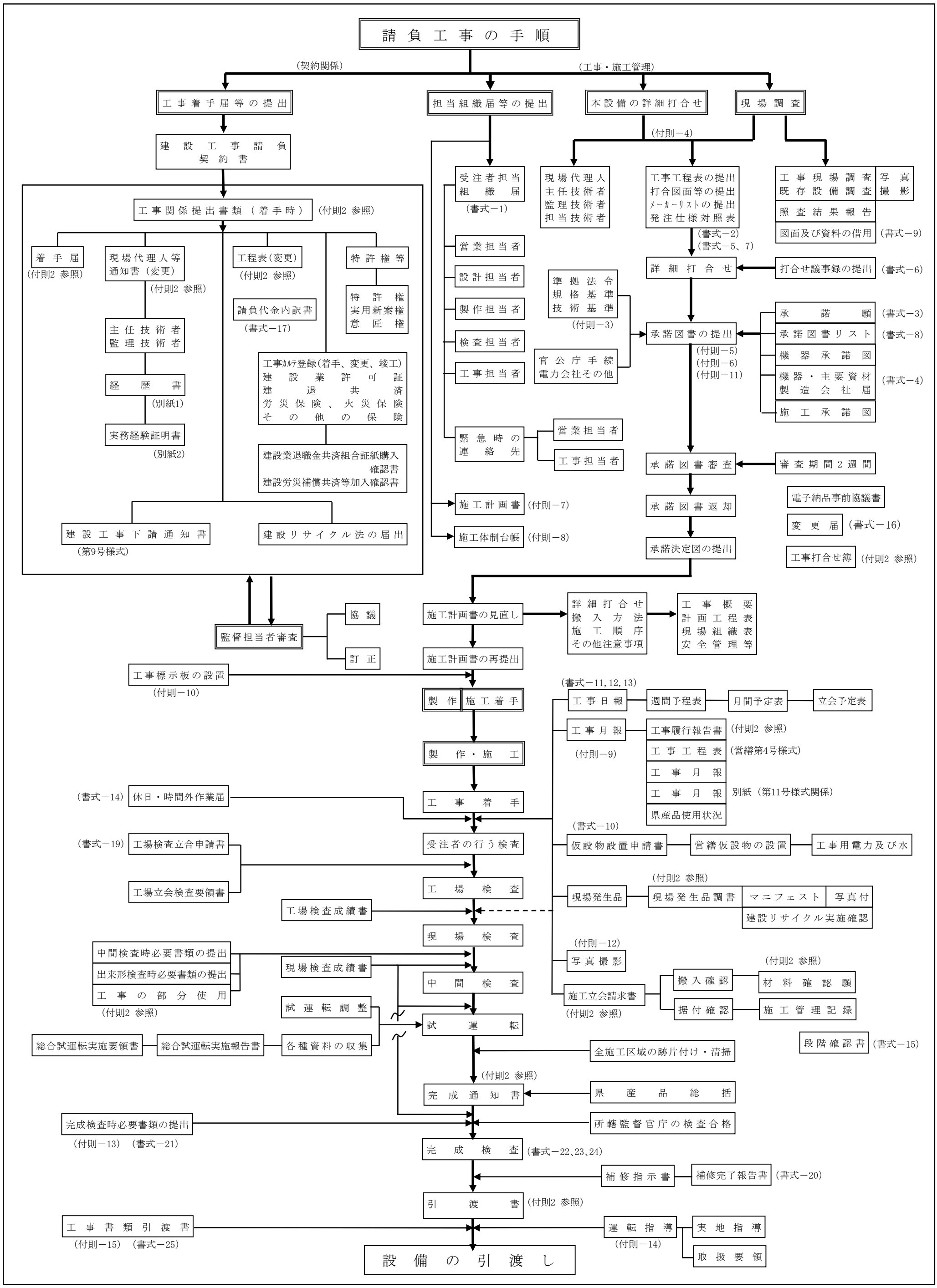
付　　則

(付則－1)

請 負 工 事 の 構 成


請負工事の手順
(契約関係)
(工事・施工管理)
工事着手届等の提出
担当組織届等の提出
本設備の詳細打合せ
現場調査
建設工事請負契約書
(付則－4)
工事関係提出書類（着手時）
(付則2 参照)
着手届
(付則2 参照)
現場代理人等通知書（変更）
(付則2 参照)
工程表(変更)
(付則2 参照)
特許権等
主任技術者
監理技術者
経歴書
(別紙1)
実務経験証明書
(別紙2)
請負代金内訳書
(書式－17)
特許権
実用新案権
意匠権
工事ｶﾙﾃ登録(着手、変更、竣工)
建設業許可証
建退共
労災保険、火災保険
その他の保険
建設業退職金共済組合証紙購入確認書
建設労災補償共済等加入確認書
建設工事下請通知書
(第9号様式)
建設リサイクル法の届出
受注者担当組織届
(書式－1)
営業担当者
設計担当者
製作担当者
検査担当者
工事担当者
緊急時の連絡先
営業担当者
工事担当者
施工計画書
(付則－7)
施工体制台帳
(付則－8)
現場代理人
主任技術者
監理技術者
担当技術者
工事工程表の提出
打合図面等の提出
ﾒｰｶｰﾘｽﾄの提出
発注仕様対照表
(書式－2)
(書式－5、7)
詳細打合せ
打合せ議事録の提出
(書式－6)
準拠法令
規格基準
技術基準
(付則－3)
官公庁手続
電力会社その他
承諾図書の提出
(付則－5)
(付則－6)
(付則－11)
承諾
(書式－3)
承諾図書リスト
(書式－8)
機器承諾図
機器・主要資材製造会社届
(書式－4)
施工承諾図
承諾図書審査
審査期間2週間
承諾図書返却
承諾決定図の提出
工事現場調査
既存設備調査
写真撮影
照査結果報告
図面及び資料の借用
(書式－9)
電子納品事前協議書
変更届
(書式－16)
工事打合せ簿
(付則2 参照)
施工計画書の見直し
詳細打合せ
搬入方法
施工順序
その他注意事項
工事概要
計画工程表
現場組織表
安全管理等
施工計画書の再提出
監督担当者審査
協議
訂正
工事標示板の設置
(付則－10)
製作
施工着手
製作・施工
工事着手
(書式－14)
休日・時間外作業届
(書式－19)
工場検査立合申請書
工場立会検査要領書
受注者の行う検査
工場検査
工場検査成績書
現場検査
中間検査時必要書類の提出
出来形検査時必要書類の提出
工事の部分使用
(付則2 参照)
現場検査成績書
中間検査
試運転調整
試運転
総合試運転実施要領書
総合試運転実施報告書
各種資料の収集
全施工区域の跡片付け・清掃
(付則2 参照)
完成通知書
県産品総括
完成検査時必要書類の提出
(付則－13) (書式－21)
所轄監督官庁の検査合格
完成検査
(書式－22、23、24)
補修指示書
補修完了報告書
(書式－20)
引渡書
(付則2 参照)
工事書類引渡書
(付則－15) (書式－25)
運転指導
(付則－14)
実地指導
取扱要領
設備の引渡し
(書式－11, 12, 13)
工事日報
週間予程表
月間予定表
立会予定表
工事月報
(付則－9)
工事履行報告書
(付則2 参照)
工事工程表
(営繕第4号様式)
工事月報
工事月報
別紙（第11号様式関係）
県産品使用状況
(書式－10)
仮設物設置申請書
営繕仮設物の設置
工事用電力及び水
現場発生品
(付則2 参照)
現場発生品調書
マニフェスト
写真付
建設リサイクル実施確認
(付則－12)
写真撮影
施工立会請求書
(付則2 参照)
搬入確認
据付確認
(付則2 参照)
材料確認願
施工管理記録
段階確認書
(書式－15)

（付則－２）　　提出書類一覧表及び書式

番号	提出書類名	提出期限	提出部数	書式		備考
				番号	用紙	
1	工事関係提出書類（着手時）	契約後速やかに	１部	※注2)	Ａ４	
2	着手届	〃	１部	※注2)	Ａ４	
3	現場代理人等通知書	〃	１部	※注2)	Ａ４	
4	現場代理人等変更通知書	〃	１部	※注2)	Ａ４	
5	経　歴　書	〃	１部	※注2)	Ａ４	
6	実務経験証明書	〃	１部	※注2)	Ａ４	
7	工程表	〃	１部	※注2)	Ａ４	
8	変更工程表	〃	１部	※注2)	Ａ４	
9	建設工事下請通知書	契約後15日以内	１部	※注2)	Ａ４	
10	労働保険関係成立証明願	〃	１部			原本提出
11	建設業退職金共済組合証紙購入確認書	契約後1ヶ月以内	１部	※注2)		証紙交付の確認をする。
12	建設労災補償共済等加入確認書	〃	１部	※注2)		
13	特許権等の事実証明書	契約後15日以内	１部			
14	前渡金請求書	そのつど	１部			
15	保証書	〃	１部			
16	受注者担当組織届	契約後15日以内	２部	書式-1	Ａ４	一般仕様書の記載要領による。
17	工事カルテ	10日以内[注4]	１部		Ａ４	
18	建設リサイクル法の提出	落札～契約締結	１部			
19	工事工程表(実施工程表)	契約後15日以内	必要数	書式-2	Ａ３	
20	承諾願	そのつど	必要数	書式-3	Ａ４	承諾図書全てに添付する。
21	施工計画書	契約後30日以内	１部	付-7	Ａ４	施工計画書作成要領による。
22	機器・主要資材製造会社届	決定後すみやかに	１部	書式-4	Ａ４	機器・主要資材ﾒｰｶｰﾘｽﾄ（書式-5）打合せ決定後提出する。
23	打合せ図面	打合せ時まで	必要数			打合せ議事録（書式－6）
24	工事打合せ簿	打合せの都度	必要数	※注2)	Ａ４	
25	承諾図書(機器・施工)	特仕に定める期間内	１部	付-5 付-6	Ａ４	発注仕様対照表（書式－7） 承諾図書リスト（書式－8）
26	受領借用書	貸与品借用及び返納時	１部	書式-9	Ａ４	
27	仮設物設置申請書	設置前までに	１部	書式-10	Ａ４	
28	工事日報	毎月１回	１部		Ａ４	（書式－11, 12, 13）
29	週間工程表	毎週１回	１部		Ａ４	休日・時間外作業届（書式-14）
30	工事履行報告書	毎月１回	１部１部	※注2)	Ａ４	
31	工事工程表(出来高工程表)	毎月１回		※注2)	Ａ４	
32	工事月報	毎月１回	１部	※注2)	Ａ４	
33	県産品建設資材使用状況報告書	毎月１回 完成通知書提出時	１部 １部	※注2) ※注2)	Ａ４ Ａ４	 完成通知書に添付する（総括－総量分）
34	材料確認書	現場搬入時	１部	※注2)	Ａ４	
35	確認・立会依頼書	確認・立会前	１部	※注2)	Ａ４	

（付則－２）

番号	提出書類名	提出期限	提出部数	書式		備考
				番号	用紙	
36	段階確認書	段階施工時	１部	※注2)	Ａ４	
37	官公庁手続書類	そのつど	必要数		Ａ４	
38	設計変更協議書	〃	１部		Ａ４	
39	工期変更協議書	〃	１部		Ａ４	
40	変更届	〃	１部	書式-16	Ａ４	
41	請負代金内訳書	監督職員の要求時	１部	書式-17	Ａ４	
42	工事の部分使用について	部分使用時	１部	※注2)	Ａ４	
43	請負工事休業届出書	休業15日前	１部	書式-18	Ａ４	
44	現場発生品調書	発生品があったそのつど	１部	※注2)	Ａ４	写真添付
45	工場検査立会申請書	検査30日前	１部	書式-19	Ａ４	
46	工場検査立会要領書	〃	１部		Ａ４	
48	工場検査成績書	検査終了後直ちに	１部		Ａ４	監督員の承諾後、現地搬入する
49	安全管理日誌	完成検査時	１部		Ａ４	
50	酸欠測定記録	〃	１部		Ａ４	
51	完成通知書	完成検査前	２部	※注2)	Ａ４	
52	補修完了報告書	補修完了後	２部	書式-20	Ａ４	
53	引渡書	検査合格後	２部	※注2)	Ａ４	合格通知書の日付
54	総合試運転実施要領書	開始日の25日前	必要数		Ａ４	
55	総合試運転実施報告書	完了後すみやかに	必要数		Ａ４	
56	ｺﾝｸﾘｰﾄ強度試験成績書	そのつど	２部		Ａ４	
57	工事写真帳	完成検査時	１部	付-12	Ａ４	工事写真帳作成要領による。
58	工事写真CD-R	〃	２部	付-12		
59	運転指導書	実地指導時	必要数	付-14	Ａ４	運転操作、取扱説明に関する書類
60	運転指導書	完成品引渡時	◎	付-14	Ａ４	上記を完成した書類
61	完成図書	完成検査時	〃	付-13	Ａ４	完成検査一覧表（書式-22,23,24,25）
62	完成図(縮小版)	すみやかに	〃		Ａ３	Ａ４版背張製本
63	展開接続図	すみやかに	〃		Ａ３	電気関係のみ。
64	完成図書CD-R	完成検査時	〃			
65	工事書類引渡書	完成検査合格後	３部	書式-25	Ａ４	
						◎番号59～63の提出部数は、書式-27に表示

注１）提出部数は原則としてこの表によるが、監督員が別途指示する場合はこの限りではない。

注２）書式番号が「※」となっている箇所は、**「沖縄県土木建築部建設工事関係標準様式」（最新版）**の一覧を参照すること。

注３）上記に記載のない様式は、技術・建設業課の様式を参照すること。

注４）工事カルテの提出期限は土日、祝日含まない。

（付則－３）　　基準法令一覧表

名　　称	概　　要	対象機器
大気汚染防止法	排気ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等を規制する規則	ボイラー、ガスタービン機関、ディーゼル機関、焼却炉、乾燥炉等
大気汚染防止法施行令		
大気汚染防止法施行規則		
騒音規制法	指定地域内に特定施設を設置する場合の規定	空気圧縮機、送風機、その他
騒音規制法施行令		
騒音規制法施行規則		
特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準		
労働安全衛生法	労働災害防止のための有害物、機械等に関する規則	加温用蒸気ボイラー、空気タンク、天井クレーン、簡易リフト、圧力容器等
労働安全衛生法施行令		
労働安全衛生規則		
ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー及び圧力容器の製造、設置、管理及び検査等の規則	加温用蒸気ボイラー、圧力容器、ガスタンク等
圧力容器構造規格	圧力容器の材料、構造、工作、水圧試験等に関する規則	
クレーン等安全規則	クレーンの構造、設置、使用、就業及び検査に関する規則	天井クレーン、ホイスト
クレーン構造規格	クレーンの材料、構造及びワイヤなどについての規格	
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び容器の製造、取扱いの規制	液化塩素
高圧ガス保安法施行令	高圧ガスと設備の製造、保安に関する規則	
ガス事業法	ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造、販売の規制	ガスホルダー
ガス事業法施行令	ガス工作物の技術基準、成分の規定等	

（付則－３）

名　　称	概　　要	対象機器
ガス事業法施行規則		ガスホルダー
ガス工作物の技術上の基準を定める省令		
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物の種類の指定と罰則等	脱臭設備等
毒物及び劇物取締法施行令		
毒物及び劇物取締法施行規則		消毒設備等
肥料取締法	肥料の品質、規格の公定、登録、検査等に関する	コンポスト施設、汚泥乾燥施設
肥料取締法施行令		
肥料取締法施行規則		
特殊肥料等指定		
振動規制法	指定地域内に特定施設を設置する場合の規定	空気圧縮機、その他
振動規制法施行令		
振動規制法施行規則		
特定工場等において発生する振動の規制に関する基準		
悪臭防止法	特定施設より発生する悪臭物質の排出規則	水処理機械、汚泥処理機械、脱臭設備
悪臭防止法施行令		
悪臭防止法施行規則		
悪臭物質の測定の法則		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般及び産業廃棄物の処理、処分規制	除塵機、揚砂機、脱水機等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則		
金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令		
産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法		

（付則－３）

名　　称	概　　要	対象機器
電気事業法	電気工作物の工事、維持及び運用を規制し、保安を目的とする規制	電気設備
電気事業法施行令		
電気事業施行規則		
受電制限規則（廃止）受電調整規則		
電気設備に関する技術基準を定める省令	電気に関する技術基準	
電気設備の技術基準の解釈		
電気用品安全法		
電気用品安全法施行令		
電気用品安全法施行規則		
電気用品の技術上の基準を定める省令		
電波法	電波障害防止区域の指定、届出、規則等	ポンプ場、処理場の建築物
電波法施行規則		
消防法	防火、消防対象物（建築物、その他の工作物及び危険物）に対する規則	ポンプ場、処理場の建築物、自家発電装置、燃料タンク等
消防法施行令	防火対象物の指定、種類、及び消防基準等	
消防法施行規則		
危険物の規制に関する政令	消防法に基づく、油等危険物の貯蔵タンクの製造、設置などについての規定及び消火設備の基準	燃料タンク、圧力タンク等
労働基準法		
労働基準法施行規則		

（付則－４）

設備工事の施工管理留意事項

当該設備工事の施工にあたっては、発注仕様書等によるほか、下記の事項に留意し、遺漏なく完成されたい。

１　品質管理

(1)　下水道用設備として、次の基本的用件を満たすよう努めること。

ア　沖縄県の亜熱帯の特殊性(気候､風土､塩害､台風等)を考慮した機種､構造であること。

イ　使用（環境）条件に適合した合理的な機構を備え、高機能であること。

ウ　負荷変動等運転条件の変化に対して柔軟性に富み、安全性が高いこと。

エ　苛酷な使用条件に対しても耐候性、耐久性に優れ、信頼性、安全性が高いこと。

オ　省力・省エネルギー型（高効率型）で、維持管理費が低廉であること。

カ　人間工学に配慮し、わかりやすく、安全で使いやすいこと。

キ　日常の保守管理が簡単で、保全性、拡張性に優れていること。

ク　振動、騒音、大気汚染、悪臭等公害要因の発生を防止していること。

ケ　外観、デザインに配慮し、近隣施設や周辺環境と調和していること。

(2)　主要機器はもとより、補機、付属品についても上記の要件に留意して、高品質の製品（汎用品）を厳選し、設備全体としての総合性能、信頼度の向上を図ること。

(3)　外注品の手配にあたっては、仕様内容を明示して早期に発注し、手違い、納期遅れなどが生じないよう注意すること。また、外注先が作成した機器の製作仕様書の他に元請負者としての製作仕様書を作成し、プラント全体としての使用条件に適合しているか点検したことを確認する欄を設け押印すること。

(4)　機械装置の設計にあたっては、特に次の事項に留意すること。

ア　機械装置はあくまでも「単純明快・安全確実・堅牢長寿」を基本とし、多機能化等を追求するあまり、必要以上に複雑化しないよう創意工夫を凝らして、洗練されたものとする。

イ　耐久部材（非交換重要部品）と消耗部材（交換部品）の区別（耐用寿命）を明確にし、消耗部材は容易に交換できる構造とする。

ウ　防食対策にあたっては、付属品、金具等の細部にいたるまで配慮し、設備全体の耐食性に整合がとれていること。

エ　屋外及び湿潤場所に設置されるものは、水切りのよい構造とし点検歩廊及び階段の踏板には滑り止めを設ける。

オ　発熱部はもとより、熱（冷熱を含む）の影響を受けるものは、材質、構造（伸縮性）に十分配慮すること。また、熱による障害を防止するため、必要に応じて断熱、強制冷却等の措置を講じること。

カ　ゴム、合成樹脂、繊維類、セラミック、その他非金属材を使用する場合は、機械的強度（耐衝撃性、耐摩耗性等）はもとより、耐候性、耐熱性、耐油性、耐薬品性等必要な特性について十分吟味のうえ、使用条件に対して経年劣化の少ないものを選定すること。

キ　駆動装置、回転機器、その他動作機構部は、高効率、低騒音設計とし、保守管理の容易な潤滑方式及び軸封方式を採用すること。また、保安上必要な箇所には保護カバーを設けるなどの措置を講じること。なお、屋外の減速機の給油は原則としてオイル潤滑方式を選定すること。

ク　パッケージ型の機器は、内部の保守点検が容易な構造とし、必要な箇所には内部監視窓、点検口（扉）を設けること。

ケ　計装機器、シーケンスコントローラ等の電子機器は、ノイズ対策、環境対策を施した信頼性、耐久性の高いものを選定することは勿論であるが、既存設備との互換性についても配慮すること。

コ　機器構造、基礎構造等の耐震性並びに配管等の可とう性を十分確保すること。

サ　消化槽内部の気相部等の配管材質は SUS316L 使用する等の腐食性に対して十分配慮すること。

シ　床排水ポンプ(3.7kW 以下)及び建築付帯設備の機器は、互換性について配慮し、電圧は原則として３相 200V、単相 100V とすること。

ス　全ての機器には所定の銘板を取付けること。なお、配管施工等において既設との取合い部分(ﾌﾗﾝｼﾞ等)に帯線で着色すること。色は年度ごとに指定する。

２　工程管理

(1)　完成期限を厳守することは勿論であるが、施工途中の各工程についても常に進捗状況を的確に把握し、遅延しないよう管理すること。

また、現場施工に際しては、毎月の工事進捗状況を監督職員に報告すること。

(2)　承諾図書提出時期、現場工事着手時期、主要機器の工場検査及び現場搬入時期、総合試運転時期等は遅れないよう注意すること。

(3)　現場工事が他工事と競合する場合は、相互の連絡調整を密にし、全体の工程が遅れないよう協力すること。

(4)　現場代理人は、請負者の現場代表者としての職責をよく自覚し、作業員全員の指揮監督はもとより、工事管理業務全般について迅速、的確に処理すること。

(5)　下請負人は、熟練工を擁する技術力、機動力を備えた信頼できる専門業者を選定すること。

(6)　各工程毎の自主検査を厳重に行い、写真撮影を含めチェック漏れのないよう注意すること。

(7)　既設物との取合い、切り廻し、切替え並びに下水道管理事務所との依頼事項等については、事前（１週間前）に担当者と打合せを行い、２日前に再度徹底すること。なお、停電作業、遠制関係も同様とすること。

(8)　週間工程会議及びその他の会議議事録はその都度監督職員に提出し、確認すること。又月末には月間工程表及び出来形工程表（計画、実施赤線）を提出すること。

(9)　工事写真撮影はデジタルカメラを使用し、据付時の主要寸法は箱尺、リボンテープ等を一緒に撮影すること。特に特記仕様書に寸法記載のあるものは実施すること。

(10)　現場工事完了後、下水道事務所の立会い検査及び試運転を行い、合格後、総合試運転を行う。工事は工期内に完了すること。完成図書類も工期内とする。

（付則－４）

(11)　現場事務所には「工事現場における適正な施工体制の確保」に関する点検事項の確認とし、「施工体系図」「建設業許可標識」、「建退共」「労災保険」等を見やすい位置に掲示すること。

３　安全管理

(1)　請負者自らの責任において、工事現場の安全管理を自主的に行い、災害の発生を防止すること。

(2)　安全管理に当たっては、当該工事において実際に発生するおそれがあると考えられる危険や災害について、事前に十分な予測を行い、これに対して実効のある安全対策を実施すること。

(3)　具体的な安全対策は「施工計画書」に明記のうえ、これに基づき実施するものとするが、常に現場の状況を的確に把握し、場合によっては臨機応変の措置を講じること。

(4)　施工区域の管理責任を明確にし、労働災害はもとより、破損、汚損、濡損、火災、盗難等の事故を起こさないよう常に細心の注意をはらうこと。

(5)　稼動中の施設内で施工する場合は、安全通路の確保、既存施設の保護等必要な措置を講じ、当核施設の日常業務に支障のないよう配慮すること。特に、運転中の設備を一時停止して改造、接続等の工事を行う場合は、周到な準備と緊密な連絡体制のもとに、短時間で遺漏なく施工すること。

(6)　工事現場の整理整頓に努め、騒音、振動、粉塵等工事公害要因の発生防止に留意するとともに、工事用車両が現場周辺で事故を起こさないよう注意すること。

(7)　駐車場所、喫煙場所、トイレ、ゴミ、廃材置場等については指定場所を定め、工事現場の秩序を保つこと。なお、工事現場で廃材の焼却、焚火などをしてはならない。

(8)　安全対策は十分に行い、事故は絶対にないよう気をつけること。特に有毒ガス、酸欠等は十分安全を確認して対応すること。（測定記録、写真等の提出）

(9)　工事に伴う排水、臭気、騒音、振動等の環境公害に影響を来す恐れのあるものは、事前にその対策方法を検討し、監督員の承諾を得ること。

(10)　下水道施設の安全管理につとめること。特に台風時には下水道施設及び下水道事務所関係のものを優先して、安全を確保すること。

(11)　連絡体制は安全協議会で統一して一本化し、無事故につとめること。もしも、事故が発生した場合緊急連絡体制表に基づき、すみやかに処置をとること。

(12)　現場は常に整理、整頓、清掃（特に空缶、紙、ビニール、はつりがら等の処分）につとめること。（一定間隔をおいて協議会で実施すること。）

４　その他の留意事項

(1)　承諾図、説明書などは見やすく、わかりやすいように作成し、コピーの繰り返しなどにより不鮮明になった用紙を使用しないこと。

(2)　工事写真の撮影にあたっては、露出不足（ストロボの光量不足）にならないよう配慮し、不鮮明なものや構図の悪い写真は除外すること。

(3)　運送会社により物品を現場へ発送する場合は、発送状に工事名、元請負者名を明記し、請負者が直接受取ること。

(4)　見学者の浄化センター見学時には見学通路等の安全確保に努めるよう、下水道事務所の要望に協力すること。

(5)　請負工事の工事看板は見易いところに設置すること。

(6)　電気、水道、便所等は下水道管理事務所（浄化センター）管理のものは使用しないこと。但し、許可ある場合は、その指示に従うこと。

(7)　駐車場は指定された場所を使用し、工事関係者の車両は下水道管理事務所の駐車場を使用しないこと。なお、工事車両には本工事関係車両であることが分かるような措置を講じること。（車両通行許可証等の掲示）

(8)　郵便物等については誤配のないよう住所、宛先等を明確にし、工事関係者に徹底すること。

(9)　提出用紙は統一すること。（Ａ４、Ａ３）

(10)　各種検査並びに機器資材の搬入、据付時には所定の様式の書類「施工立会請求書」（第 13 号様式）「工事材料[検査・確認]請求書」（第 11 号様式）「施工管理記録」等を添付あるいは事前に提出して必ず監督員の立会いを受け、その立会いの結果については同様の書類により報告及び提出し、承諾を得ること。

(11)　現場は別途工事との関連があるので十分打合せて協力すること。

（付則－５）　　承諾図書一覧表

１．機械設備

図書名称	縮　尺	図面サイズ	摘　　要
機械配管系統図	ｎｏｎｅ	A3	機器は主要項、配管は管種、管径、流体名、流方向を明示、計器には TAG No をつけておくこと。
計器リスト	〃	〃	
設備全体配置平面図	1/100，1/50	〃	今回工事分のみならず既設及び将来分まで含めたもの。
設備全体配置側面図	〃	〃	90°異なった２方向
配管平面図	〃	〃	管種、管径及び支持金具取付位置明示。
配管各部断面図	1/50，1/20	〃	
支持金具製作図	〃	〃	
操作架台据付図	1/100，1/50	〃	
基礎図	〃	〃	
基礎配筋図	〃	〃	
主機据付外形図	〃	〃	主要寸法、重量、数量、型式及び要項明示。
機器外形図	〃	〃	
機器組立断面図	〃	〃	材質明記、巻線形誘導電動機を含む。
機器動作機構説明図	ｎｏｎｅ		
電気関係図	〃		盤外形図、単線結線図、展開接続図等
配管スケルトン	〃	A3	
機器予想特性曲線	〃	A4	
特殊塗装仕様書	〃	〃	
設計計算書	〃	〃	
機器工場検査方案書	〃	〃	工場検査立会要領書
外注仕様書	〃	〃	
付属品、分解工具ﾘｽﾄ	〃	〃	
設備全体運転指導書	〃	〃	

（付則－５）

２．電気設備

図書名称	縮　尺	図面サイズ	摘　　要
主回路接続図	ｎｏｎｅ	A3	
単線結線図	〃	〃	
三線接続図	〃	〃	
展開接続図	〃	〃	
主要機器（計装機器含む）	1/10，1/5	〃	主要寸法、数量、形式、材質及び要項を明示。
〃　外形図	〃	〃	
〃　組立断面図	〃	〃	
〃　断面詳細図	〃	〃	
〃　全体配置平面図	1/100，1/50	〃	
〃　全体配置側面図	〃	〃	
〃　リスト	ｎｏｎｅ	A4	
システム構成図	〃	A3，A4	
電源系統図	〃	〃	動力、計装、直流電源等。
運転操作フローシート	〃	〃	
計装機器フローシート	〃	A3	
ラック･ダクトルート平面図	1/100，1/50	〃	機械配管、機器主要機器なども明示。
〃　断面図	1/50，1/20	〃	
特高･電気室･中央監視室などのピット図(断面図も含む)	〃	〃	
特高･電気室･中央監視室などの機器据付図(断面図も含む)	〃	〃	
配管･配線図	1/100，1/50	〃	
総合接続図	ｎｏｎｅ	〃	
機器外形図	〃	〃	
機器組立断面図	〃	〃	
機器動作機構図	〃	〃	
機械関係図	〃	〃	機械との取合関係図、例えば送風機の関係盤（抵抗器）など。
設計計算書	〃	A4	
配電盤塗装仕様書	〃	〃	
付属品､保守用測定工具ﾘｽﾄ	〃	〃	

塗装仕様 （1/6）

塗装仕様	備考	選定根拠
塗装仕様 （１Ａ－１） JAWAS B-3種 適用区分；水中部・高湿度露出部 **適用素材；鋳鉄管の直管(異形管) 外面** 塗装系；エポキシ系 素地調整；1種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ (20) 2 第2層（下塗） 工場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用） 50 3 第3層（中塗） 工場 エポキシM.I.O塗装 50 4 第4層（上塗） 現場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 5 第5層（上塗） 現場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 320	水中部・高湿度露出部の鋳鉄管の直管(異形管)、汚水管、汚泥管、分離液管等の外面塗装 ﾒｰｶｰ標準仕様 〃 〃	塗装仕様；R2年度 P2-63､64 表2.4.1～3より 適用区分；耐薬品部・水中部 適用素材； 塗装系；エポキシ樹脂系 素地調整；2種ケレン以上 NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 プライマ ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ（有機） 75 2 第1層（下塗） ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用） 100 3 第2層（中塗） ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用） 100 4 第3層（上塗） ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用） 100 375 日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書より、同等の塗装仕様とした
塗装仕様 （１Ａ-２） 適用区分；大気部(屋外) ＝露出用(屋外) **適用素材；鋳鉄管の直管(異形管) 外面** 塗装系；ポリウレタン系 素地調整；2種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ (20) 2 第2層（下塗） 工場 エポキシ樹脂塗装 50 3 第3層（中塗） 工場 エポキシM.I.O塗装 50 4 第4層（中塗） 現場 ポリウレタン樹脂塗装 100 5 第5層（上塗） 現場 ポリウレタン樹脂塗装 100 320	大気部(屋外) ＝露出用(屋外) の鋳鉄管の直管(異形管)、汚水管、汚泥管、分離液管等の外面塗装 ﾒｰｶｰ標準仕様 〃 〃	(平成22年度) 沖縄県 機械・電気設備工事一般仕様書 塗装仕様 （２Ａ）SS と同等の塗装膜厚とした。 シェル石油の海上暴露試験資料より、沖縄県の処理場は、海岸に面しているところが多く、塗装系を安定させるためには、塗膜厚は250μm以上必要であり、さらに、沖縄地区は亜熱帯環境のため、塗膜厚を50μm追加し、本塗装厚は300μm以上とした。
塗装仕様 （１Ａ-３） JSWASA-2種 適用区分；大気部(屋内) ＝露出用(屋内) **適用素材；鋳鉄管の直管(異形管) 外面** 塗装系；ポリウレタン系 素地調整；2種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ (20) 2 第2層（下塗） 工場 エポキシ樹脂塗装 50 3 第3層（中塗） 工場 エポキシM.I.O塗装 50 4 第4層（中塗） 現場 ポリウレタン樹脂塗装 30 5 第5層（上塗） 現場 ポリウレタン樹脂塗装 25 155	大気部(屋内) ＝露出用(屋内) の鋳鉄管の直管(異形管)、汚水管、汚泥管、分離液管等の外面塗装 ﾒｰｶｰ標準仕様 〃 〃	日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書より、同等の膜厚とした。

塗装仕様 （2/6）

塗装仕様	備考	選定根拠
塗装仕様 （２Ａ－１） 適用区分；水中部・高湿度露出部 **適用素材；機器（SUS） SCS、配管（SUS)他の外面** 塗装系；エポキシ系 素地調整；1種ケレン、2種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 2 第2層（中塗） 現場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 3 第3層（上塗） 現場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 300	水中部・高湿度露出部の機器（SUS） SCS、配管（SUS)他の内面または外面塗装 水中ポンプ、流入ゲート、可動堰、バルブ、除塵機、掻き寄せ機、水中ミキサー、水中曝気機、攪拌機、スカム分離機、配管、配管ｻﾎﾟｰﾄ他の内面、外面塗装	塗装仕様：R2年度 P2-63､64 表2.4.1～3より 適用区分；耐薬品部・水中部 適用素材；機器（FC,SS)、配管他 塗装系；エポキシ樹脂系 素地調整；2種ケレン以上 NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 プライマ ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ（有機） 75 2 第1層（下塗） ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用） 100 3 第2層（中塗） ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用） 100 4 第3層（上塗） ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用） 100 375 日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書より、同等の塗装仕様とした
塗装仕様 （２Ａ－２） 適用区分；接液、接ガス、埋設部 **適用素材；機器（SUS） SCS、配管（SUS)他の外面** 塗装系；エポキシ系 素地調整；1種ケレン、2種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 2 第2層（中塗） 現場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 3 第3層（上塗） 現場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装 100 300	接液、接ガス、埋設部の機器（SUS） SCS、配管（SUS)他の内面または外面塗装 陸上ポンプ、水中ポンプ、流入ゲート、可動堰、バルブ、除塵機、掻き寄せ機、水中ミキサー、水中曝気機、攪拌機、スカム分離機、配管、配管ｻﾎﾟｰﾄ他の内面、外面塗装	**同 上**
塗装仕様 （２Ａ－３） 適用区分；大気部(屋外）＝露出用(屋外) **適用素材；機器（SUS SCS）、配管（SUS)他の外面** 塗装系；ポリウレタン樹脂系 素地調整；1種ケレン、2種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（ステンレス用） 35 2 第2層（中塗） 工場 ポリウレタン樹脂塗装 40 3 第3層（上塗） 工場 ポリウレタン樹脂塗装 30 105	大気部(屋外）＝露出用(屋外）の機器（SUS） SCS、配管（SUS)他の外面塗装 ステンレス製の機器（ゲート、除塵機、バルブ、スカム分離機等）、機器架台、配管、階段、踊り場、配管サポｰﾄ等の 外面塗装	塗装仕様 R2年度 P2-66 表2.4.4より 適用区分；水上部、乾湿交番部、耐水耐候耐薬品部 適用素材；機器（FC,SS)、配管他 塗装系；ポリウレタン樹脂系 素地調整；ISO St 2 NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 亜鉛めっき面用ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料 50 2 第2層（中塗） 工場 ポリウレタン樹脂塗装（中塗） 30 3 第3層（上塗） 工場 ポリウレタン樹脂塗装（上塗） 25 105 日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書より、同等の塗装仕様とした
塗装仕様 （２Ａ－４） 適用区分；大気部(屋内）＝露出用(屋内) **適用素材；機器（SUS SCS）、配管（SUS)他の外面** 塗装系；ポリウレタン系 素地調整；1種ケレン、2種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 工場 ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（ステンレス用） 35 2 第2層（中塗） 現場 ポリウレタン樹脂塗装 30 3 第3層（上塗） 現場 ポリウレタン樹脂塗装 25 90	大気部(屋内）＝露出用(屋内）の機器（SUS） SCS、配管（SUS)他の外面塗装 ステンレス製の機器（ゲート、除塵機、バルブ、スカム分離機等）、機器架台、配管、階段、踊り場、配管サポｰﾄ等の 外面塗装	**同 上** ※屋内なので、屋外（２Ａ－３）より、塗装膜の厚さを弱薄くした。

塗装仕様 （3/6）

塗装仕様（３Ａ－１）

適用区分；水中部・高湿度露出部
適用素材；機器（FC,SS)の内面、外面
塗装系；エポキシ系
素地調整；1種ケレン、2種ケレン

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	プライマ	工場	ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ（有機）	15
2	第1層（下塗）	工場	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ	75
3	第2層（中塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
4	第3層（上塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
5	第4層（上塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
				390

備考

水中部・高湿度露出部の機器（FC,SS)の内面または外面塗装

機器（FC,SS）；水中ポンプ、流入ゲート、可動堰、掻き寄せ機、水中ミキサー、水中曝気機、しさ・沈砂・ｹｰｷホッパ、オートストレーナー、圧縮空気タンク､除塵機他

選定根拠

塗装仕様：R2年度　P2-63､64　表2.4.1～3より
適用区分；耐薬品部・水中部
適用素材；機器（FC,SS)、配管他
塗装系；エポキシ樹脂系
素地調整；2種ケレン以上

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	プライマ		ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ（有機）	75
2	第1層（下塗）		ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用）	100
3	第2層（中塗）		ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用）	100
4	第3層（上塗）		ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用）	100
				375

日本下水道事業団　機械設備工事一般仕様書より、同等の塗装仕様とした

塗装仕様（３Ａ－２）

適用区分；接液、接ガス、埋設部
適用素材；機器（FC,SS)の内面、外面
塗装系；エポキシ系
素地調整；1種ケレン、2種ケレン

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	プライマ	工場	ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ（有機）	15
2	第1層（下塗）	工場	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ	75
3	第2層（中塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
4	第3層（上塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
5	第4層（上塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
				390

備考

接液、接ガス、埋設部の機器（FC,SS)の内面または外面塗装
ガスタンク内面の接ガス部塗装。尚、ガスタンクの塗装場所は現場

機器（FC,SS）；水中ポンプ、流入ゲート、可動堰、掻き寄せ機、水中ミキサー、水中曝気機、しさ・沈砂・ｹｰｷホッパ、オートストレーナー､ガスタンク他

選定根拠

同　　上

塗装仕様（３Ａ－３）

適用区分；大気部(屋外）＝露出用(屋外)
適用素材；機器（FC,SS)の内面、外面
塗装系；ポリウレタン系
素地調整；1種ケレン、2種ケレン

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	第1層（下塗）	工場	ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ	20
2	第2層（下塗）	工場	エポキシ樹脂塗装	50
3	第3層（中塗）	工場	エポキシM.I.O塗装	50
4	第4層（中塗）	現場	ポリウレタン樹脂塗装	100
5	第5層（上塗）	現場	ポリウレタン樹脂塗装	100
				320

備考

大気部(屋外）＝露出用(屋外）の機器（FC,SS)の外面塗装およびガスタンク接ガス部以外の内、外面塗装。尚、ガスタンクの塗装場所は現場

機器（FC,SS）；流入ゲート、可動堰、ポンプ、弁、掻き寄せ機、しさ・沈砂・ｹｰｷホッパ､ガスタンク、圧縮空気タンク他

選定根拠

（平成22年度）沖縄県 機械・電気設備工事一般仕様書
塗装仕様　（２Ａ）SS　と同等の塗装膜厚とした。

シェル石油の海上暴露試験資料より、沖縄県の処理場は、海岸に面しているところが多く、塗装系を安定させるためには、塗膜厚は250μm以上必要であり、さらに、沖縄地区は亜熱帯環境のため、塗膜厚を50μm追加し、本塗装厚は300μm以上とした。

塗装仕様（３Ａ－４）

適用区分；大気部(屋内）＝露出用(屋内）の外面
適用素材；機器（FC,SS)
塗装系；ポリウレタン系
素地調整；1種ケレン、2種ケレン

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	プライマ	工場	ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏｰ(有機)	20
2	第1層（下塗）	工場	エポキシ樹脂塗装	50
3	第2層（中塗）	工場	エポキシM.I.O塗装	50
4	第3層（中塗）	現場	ポリウレタン樹脂塗装	50
5	第4層（上塗）	現場	ポリウレタン樹脂塗装	50
				220

備考

大気部(屋内）＝露出用(屋内）の機器（FC,SS)の外面塗装

機器（FC,SS）；流入ゲート、ポンプ、弁、ファン、しさ・沈砂・ｹｰｷホッパ、天井クレーン、圧縮空気タンク、エンジン他の外面塗装

選定根拠

塗装仕様：R2年度　P2-64　表2.4.3より
適用区分；乾湿交番部、耐候耐水耐薬品部
適用素材；機器（FC,SS)、配管他
塗装系；ポリウレタン樹脂系
素地調整；１種ケレン以上

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	第1層（下塗）	工場	ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ（有機）	75
2	第2層（中塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	60
2	第2層（中塗）	工場	ポリウレタン樹脂塗装（中塗）	30
3	第3層（上塗）	工場	ポリウレタン樹脂塗装（上塗）	25
				190

日本下水道事業団　機械設備工事一般仕様書より、同等の塗装仕様とした

塗装仕様 （4/6）

塗装仕様 （４Ａ－１）

適用区分；接液、接ガス、埋設部、水中部
適用素材；SS＋亜鉛ﾒｯｷ(外面)
塗装系；エポキシ系
素地調整；ISO St2
亜鉛ﾒｯｷ部：白錆や付着物はﾜｲﾔｰﾌﾞﾗｼで完全に除去・清掃

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	第1層（下塗）	工場	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ	75
2	第2層（中塗）	工場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
3	第3層（上塗）	現場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
4	第4層（上塗）	現場	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装	100
				375

備考

接液、接ガス、埋設部の
SS＋亜鉛メッキの機器、配管、
階段、踊り場、配管サポートの
外面塗装

選定根拠

塗装仕様：R2年度 P2-63､64 表2.4.1～3より
適用区分；耐薬品部・水中部
適用素材；機器（FC,SS)、配管他
塗装系；エポキシ樹脂系
素地調整；2種ケレン以上

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	プライマ		ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾌﾟﾗｲﾏ（有機）	75
2	第1層（下塗）		ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用）	100
3	第2層（中塗）		ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用）	100
4	第3層（上塗）		ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗装（水中部用）	100
				375

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書より、同等の塗装仕様とした

塗装仕様 （４Ａ－２）

適用区分；大気部(屋外）＝露出用(屋外)
適用素材；SS+Znﾒｯｷ（外面）
塗装系；ポリウレタン樹脂系
素地調整；ISO St2
亜鉛ﾒｯｷ部：白錆や付着物はﾜｲﾔｰﾌﾞﾗｼで完全に除去・清掃

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	第1層（下塗）	工・現	亜鉛めっき面用ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	50
2	第2層（中塗）	工・現	ポリウレタン樹脂塗装	30
3	第3層（上塗）	工・現	ポリウレタン樹脂塗装	25
				105

備考

大気部(屋外）＝露出用(屋外）の
SS+Znﾒｯｷの機器、配管他の外面塗装。

尚、屋外の階段、踊り場、配管
サポートはSUS＋塗装とし、SS+
Znﾒｯｷは行わない。

(電気）屋外のケーブルラック、盤架
台ピット鋼板蓋の外面塗装

選定根拠

塗装仕様：R2年度 P2-66 表2.4.4より
適用区分；水上部、乾湿交番部、耐水耐候耐薬品部
適用素材；SS+Znﾒｯｷ（外面）
塗装系；ポリウレタン樹脂系
素地調整；ISO St 2

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	第1層（下塗）	工場	亜鉛めっき面用ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	50
2	第2層（中塗）	工場	ポリウレタン樹脂塗装（中塗）	30
3	第3層（上塗）	工場	ポリウレタン樹脂塗装（上塗）	25
				105

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書より、同等の塗装仕様とした

塗装仕様 （４Ａ－３）

適用区分；大気部(屋内）＝露出用(屋内)
適用素材；SS＋亜鉛ﾒｯｷ(外面)
塗装系；ポリウレタン系
素地調整；ISO St2

NO.	工程	塗装場所	塗装名	標準膜厚(μm)
1	第1層（下塗）	工場	亜鉛めっき面用ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	50
2	第2層（中塗）	現場	ポリウレタン樹脂塗装	30
3	第3層（上塗）	現場	ポリウレタン樹脂塗装	25
				105

備考

大気部(屋内）＝露出用(屋内）の
SS＋亜鉛ﾒｯｷ製の機器、配管
階段、踊り場、配管サポートの
外面塗装

選定根拠

同　　上

塗装仕様 （5/6）

塗装仕様	備考	選定根拠
塗装仕様 （５Ａ－１） 適用区分；電動機（電動機７０℃以下） 大気部(屋外）＝露出用(屋外) 適用素材；FC 塗装系；ポリウレタン樹脂系 素地調整；1種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） エポキシ樹脂塗装 30 2 第2層（下塗） エポキシ樹脂塗装 30 3 第3層（上塗） ポリウレタン樹脂塗装 30 4 第4層（上塗） ポリウレタン樹脂塗装 30 120	大気部(屋外）＝露出用(屋外）の 電動機(70℃以下）の外面塗装	
塗装仕様 （５Ａ－２） 適用区分；電動機（電動機７０℃以下） 大気部(屋内）＝露出用(屋内) 適用素材；FC 塗装系；ポリウレタン樹脂系 素地調整；1種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） エポキシ樹脂塗装 30 2 第2層（下塗） エポキシ樹脂塗装 30 3 第3層（上塗） ポリウレタン樹脂塗装 30 4 第4層（上塗） ポリウレタン樹脂塗装 30 120	大気部(屋内）＝露出用(屋内）の 電動機(70℃以下）の外面塗装	
塗装仕様 （６Ａ－１） 適用区分；高温部（２００℃） 適用素材；SUS,SS,FC 塗装系； 素地調整；1種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 耐熱塗装 30 2 第2層（下塗） 耐熱塗装 30 3 第3層（上塗） 耐熱塗装 30 4 第4層（上塗） 耐熱塗装 30 120		
塗装仕様 （６Ａ-２） 適用区分；高温部（６００℃） 適用素材；SUS,SS,FC 塗装系； 素地調整；1種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層（下塗） 耐熱塗装 30 2 第2層（下塗） 耐熱塗装 30 3 第3層（上塗） 耐熱塗装 30 4 第4層（上塗） 耐熱塗装 30 120		

塗装仕様 （6/6）

塗 装 仕 様	備 考	選 定 根 拠 資 料
塗装仕様 （７Ａ-１） 適用区分；大気部(屋外）＝露出用(屋外) 適用素材；PVC製機器、PVC,FRP製配管材 塗装系；ウレタン系 素地調整；ペーパ目荒らし NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層塗り 工・現 ウレタン樹脂塗装 50	大気部(屋外）＝露出用(屋外）の PVC製機器、PVC,FRP製配管材の 外面塗装	
塗装仕様 （７Ａ-２） 適用区分；大気部(屋内）＝露出用(屋内) 適用素材；PVC製機器、PVC,FRP製配管材 塗装系；ウレタン系 素地調整；ペーパ目荒らし NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層塗り 工・現 ウレタン樹脂塗装 50	大気部(屋内）＝露出用(屋内）の PVC製機器、PVC,FRP製配管材の 外面塗装	
塗装仕様 （７Ａ-３） 適用区分；大気部(屋外）＝露出用(屋外) 適用素材；FRP脱臭ダクト 塗装系；ウレタン系 素地調整；ペーパ目荒らし NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層塗り 工・現 ウレタン樹脂塗装 50	大気部(屋内）＝露出用(屋内）の PVC製機器、PVC,FRP製配管材の 外面塗装	
塗装仕様 （８Ａ） 適用区分；大気部(屋外）＝露出用(屋外) 適用素材；現場操作盤(内外面) 塗装系；ポリウレタン系 素地調整；1種ケレン NO. 工程 塗装場所 塗装名 標準膜厚(μm) 1 第1層塗り 工場 ポリウレタン樹脂塗装（半つや仕上） 80	大気部(屋内）＝露出用(屋内）の 現場操作盤(内外面）の塗装	
工事一般仕様書より 配管支持金具（P65） 支持金具の材質は、建屋内、管廊内は、SS400＋亜鉛ﾒｯｷとする。 屋外及び埋設部、水中部、並びに特に指示するものはSUS304製とする。 なお、取付け用ボルト･ナット、Uボルト等の材質は、支持金物と同材質とする。		

施工計画書作成要領

１．作 成 基 準

（１）施工計画書は、関連工事及び当浄化センター等の日常運転、その他の必要事項について関係機関と連絡調査を行い、この要領に工事の具体的な方法を計画し作成する。

（２）製本はＡ４版ファイルとし、表紙に工事名、提出年月日、請負者名を記載する。

（３）提出期限

ア　契約締結日より３０日以内

イ　記載内容の訂正及び追加の必要都度監督職員に提出すること。

（４）提出先及び部数　　監督職員に３部提出する。

２．記 載 内 容

（１）工事概要

工事概要は工事名、工事場所、工期（着工、完成予定日）、工事内容（設計図書に定められた事項及び施工範囲）の事項について記載する。

（２）計画工程表

計画工程表は、工期全体を監視できるもので、施工計画に基づき工事内容、工事の施工順序、所要工程、及び施工方法を考慮して、工期内に工事が完了するよう計画工程表を作成する。また、工程表は、ネットワークによる実施工程表とする。なお、現場実態に即した現場施工ネットワークは定期的に提出する。

（３）現場組織表

ア　現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。

イ　現場代理人、監理技術者（主任技術者）、施工管理責任者（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理）、現場担当者、営業担当者、設計担当者、安全管理責任者、保安責任者、火気取扱責任者等、その他法令の定める責任者の連絡先（電話番号含む）を明記する。

ウ　下請負人の各責任者氏名等を明記する。

エ　施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（別途提出）以外の工事については現場組織表及び施工体系図を記載する。

（４）安全管理

ア　工事現場の安全管理については、次の項目から必要なものについてまとめる。

（ア）　安全管理体制組織表

（イ）　安全管理活動

（ウ）　パトロールの実施方法

（エ） 工事現場及び材料置場の管理方法
（オ） 重量物等の搬入・搬出の方法
（カ） 第３者施設及び地下埋設物事故防止対策
（キ） 危険物の管理体制
（ク） 酸素欠乏症防止対策
（ケ） 有機溶剤による中毒防止対策
（コ） 墜落災害防止対策
（サ） 感電事故防止対策
（シ） 可燃ガス爆発防止対策
（ス） 火災防止対策
（セ） 電気工作物工事の保安要綱
（ソ） 防災対策
（タ） 緊急時の対策
（チ） その他

イ　現場の安全管理に対し、責任分担を定め、安全管理体制の組織図を作成し、安全協議会の設置、安全対策会議、下請業者への安全教育、指導方法について記載する。
また、災害事故（墜落、落下、感電、酸欠、硫化水素、可燃性ガス）の防止対策、建設公害（騒音、振動、粉塵、ばい煙、悪臭）の予防措置などについて記載する。

ウ　酸素欠乏症防止対策については、測定結果を監督職員に提出、確認を受ける。

エ　前記述項目以外の災害防止対策についても、詳細を記載する。

（５）主要資材

主要資材は品名、規格、数量、製造業者名、品質保証等を記載する。
なお、機器（本工事にて設置される機器）については、別途「機器・主要資材製造会社届」に記載し、提出する。

（６）施工方法（主要機器、仮設備計画、工事用地等含む）

ア　施工方針
工事内容、工期、施工時期、現場環境、既設備、交通状況等の諸条件、関係諸法令及び関係官公署等との協議事項に従い、施工方針をたて、各工種について具体的に施工順序、方法、所要日数等を定めて記載する。

イ　施工方法

（ア）施工方法につて請負者は、監督職員と事前に十分打合わせを行い設計の内容、考え方、仕様書記載事項等について熟知したうえ、最もよく現地に適合した施工方法を選ぶこと。

（イ）設計図書又は監督職員の指示等により、立会い検査を必要とする工事内容については、その方法、時期等により、監督

職員とよく協議しておくこと。

（ウ）施工方法は、工事の安全を十分に考慮したもので、かつ、工事に伴う騒音及び振動の発生をできる限り防止するよう努め、生活環境の保全を図ること。

ウ　仮設備計画

工事現場における仮設物（仮設電力、仮設水道等）について記載する。

（ア）仮設電力

仮設電力設備配置図、責任分界点の表示、保守管理上の確認事項、仮設配電上の注意事項、取締責任者氏名等

（イ）仮設水道

仮設電力に準じて記入する。

（ウ）仮設建物・材料置場

請負者現場詰所、労務者詰所、倉庫、材料置場の設置場所、規模、火気取締責任者

（エ）重量機械類

重量機械・器具の種類、仕様、数量、配置場所

（オ）仮設材（足場材）

仮設材の種類、構造、使用位置（図示）

必要により仮設材の荷重計算書を添付する。

（カ）重量物搬出入

運搬物重量、搬出入経路、車種、仮設道路（図示）

各工種工程と仮設の設置・撤去時期

（７）施工管理計画

ア　設計図書に基づいて、施工管理を行うものとし、その管理方法について記載する。

イ　出来形管理については、出来形管理計画（項目：工種、形状寸法、試験・測定内容、管理数・頻度、規格値（設計値との許容限界等）を記載する。

（ア）基　礎

主要機器材の荷重表、基礎施工図、基礎の施工法、基礎アンカーボルト施工方法（穿孔アンカー含む）、施工管理を記載する。必要により強度計算書を添付する。

（イ）据付け

芯出し、墨出し、締付け、測定法など、作業順序により据付け工法、出来形管理方法を記載する。

（ウ）現場加工

現場加工を行うものの加工方法を記載する。

（エ）配　管

管種、配管支持、埋設工法、貫通部、防露、防食、接合などを

記載する。

（オ）配　線

配線・配管布設、防護、貫通部、端末処理などを記載する。

（カ）塗　装

塗装材、塗装工程、色彩などを記載する。

（キ）コンクリート

材料の規格、鉄筋、型枠、打設、養生などを記載する。

（ク）その他

特殊工法、調整の要領、その他について記載する。

ウ　品質管理については、品質管理計画（社内試験・検査及び据付現場での試験・試運転方法、管理数・頻度、規格値等）等を記載する。

エ　仮設計計画についても同様に記載する。

（８）緊急時の体制及び対応

ア　大雨、台風等の異常気象時、地震発生時及び事故発生時における緊急活動を円滑に実施するため、緊急連絡体制表を作成する。

イ　緊急連絡体制

緊急時の連絡体制表に自宅電話番号を含め電話番号を記載する。建設事務所、管理事務所、センター、監督職員詰所、委託管理会社、請負者（現場代理人）、関係官公署（救急病院、消防署、警察署、労働基準監督署、電力会社、海上保安庁、保健所等）、関係企業、その他必要先を記載する。

（９）交通管理

ア　工事に伴う交通対策及び交通処理について、必要に応じ次の要領にまとめて記載する。

（ア）　運搬経路（道路略図の添付）

（イ）　運搬作業期間

（ウ）　運搬作業の方法（運搬車両の種類、最大積載量等）

（エ）　交通関係機関との打合わせ及び協議事項

（オ）　迂回路の図面

（カ）　交通整理人の配置場所及びその内容

（キ）　安全施設、標識類等の設置場所及びその内容

（ク）　　その他交通安全対策上、必要と思われる具体的措置事項

イ　交通関係機関との打合わせ及び協議事項については、公道使用の際の所轄警察署への手続きを行う。また、必要に応じて地元説明を行う。

(10) 環境対策

ア　工事施工に伴って発生する騒音、振動、濁水、湧水、臭気、硫化水素ガス、粉じん、火炎、ばい煙、光等の公害防止対策等に

ついて記載する。

イ　施工期間中は、省エネルギー対策を考慮する。

(11) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、仮設関係、安全関係、営繕関係等の計画については、計画を記載する。

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適性処理方法

ア　設計図書で再生資源の使用等が明記されている場合について記載する。また、計画・実施書の作成等にあたっては、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づくこと。

イ　建設副産物搬出計画（マニュフェスト等）、については、設計図書への明記がなくても記載する。また、有価物については、「再生資源利用促進計画等」を所定の様式に基づき記載し、提出する。

(13) その他

ア　事前調査、下請負発注計画、公衆災害防止対策、関連工事との調整事項等について記載する。

イ　就業時間

（ア）施工計画に基づき、昼間及び夜間の作業時間並びに休日作業について記載する。

（イ）通常の作業時間について記入する。

（ウ）休日及び夜間作業を必要とする場合について記入する。

ウ　関係官庁等への手続き

所轄基準監督署、消防署、沖縄電力㈱等、本工事に関係する各種手続きを記載する。

エ　資格者証等の写し

選任した作業主任者等の資格証及び実際の工事施工者の免許証等の写しを添付する。

オ　週休２日の取得計画が確認できる「取得計画表」を作成し、監督員の確認を得たうえで、施工計画書に添付する。

（付則－７）

＜ 作 成 例 ＞

工　事　名

施　工　計　画　書

令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ 株 式 会 社　（会社名）
現 場 代 理 人　氏　名　　㊞

目　　次

1．工事概要 ・・・

（付則－８）　　施工体制台帳作成要領

１．施工体制台帳に記載すべき内容

施工体制台帳に記載すべき内容は以下の通りとする。

（１）建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項

（２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

（３）一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

（注１）提出様式は、別添様式を参考とする。

（注２）施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等についての改正について」（平成 31 年 3 月 29 日付け国土建発第 500 号）を参考とする。

２．提出手続き

監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を工事着手までに提出させるものとする。又、工事の進行に伴い施工体制に変更が生じる場合はそのつど提出させるものとする。

＜参考＞

上記１.(1)に関する事項は、様式例－1、様式例－2 の記入欄に示す事項及び下記添付書類から成っている。

・元請負人が発注者と締結した請負契約並びに下請負人と締結した下請契約に係る請負契約書の写しで契約金額が明示されているもの。

・監理技術者は、監理技術者資格証の写し。建設業法第 26 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施工の技術上の管理をつかさどる者で監理技術者以外のものを置くときは、主任技術者資格を有することを証する書面又はこれらの写し。

・上記の者が雇用期間を特に限定することなく雇用されているものであることを証する書面又はこれらの写し。

・一次以下の下請負人においては、建設業法第 24 条の 7 第 2 項の規定による再下請負通知書及び下請負人と締結した下請契約に係る請負契約書の写しで契約金額が明示されているもの（ただし、平成 13 年 9 月 30 日以前における二次以下の再下請負契約については、契約金額の明示がなくてもよい。）

（付則－８）

施　工　体　制　台　帳

工　事　名	

１．様式例－１

２．様式例－２ ≪下請負人に関する事項≫

３．様式例－３（施工体系図）

４．様式例－４（工事担当技術者）

５．様式例－５（再下請通知書）

令和　　年　　月　　日

受　注　者

現場代理人　　印

（付則８）

《参　考》　　年月日：

施工体制台帳　様式例-1

施　工　体　制　台　帳

［会 社 名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許　可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工　期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	区分	名　称	住　所
契　約 営業所	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区　分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現　場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専　門技術者名		専　門技術者名	
資格内容		資格内容	
担　当工事内容		担　当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

（記入要領）

1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

2 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに〇印を付けること。

3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に〇印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に〇を付けること。

② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

5 一号特定技能外国人の従事の状況について

一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲むこと。

6 外国人建設就労者の従事の状況について

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に〇印を付けること。

7 外国人技能実習生の従事の状況について

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に〇印を付けること。

（付則８）

《参　考》

施工体制台帳　様式例-2

<<下請負人に関する事項>>

会社名		代表者名	
住　所 電話番号	〒 （TEL　　－　　－　　）		
工事名称 及び 工事内容			
工　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契約日	年　　月　　日

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の 許　可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専　任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有　無

※［主任技術者、専門技術者の記入要領］

1　　主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいづれかに○印を付すること。

2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3　主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
(1)経験年数による場合
1)大学卒[指定学科]　3年以上の実務経験
2)高校卒[指定学科]　5年以上の実務経験
3)その他　　10年以上の実務経験
(2)資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建築士法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

※［健康保険等の加入状況の記入要領］

1　下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。

2　各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。

3　健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

4　厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

5　雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※［一号特定技能外国人の従事の状況の記入要領］

一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

※［外国人建設就労者の従事の状況の記入要領］

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※［外国人技能実習生の従事の状況の記入要領］

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

（付則８）

《参　考》

施工体制台帳　様式例-3

年月日：

再　下　請　通　知　書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住　　所

会 社 名

代表者名

元請名称	

〈〈自社に関する事項〉〉

工事名称及び工事内容			
工　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	注文者との契約日	年　　月　　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監 督 員 名	
権限及び意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専　任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

※［主任技術者、専門技術者の記入要領］

1　主任技術者の配置状況について［専任・非専任］のいづれかに○印を付すること。

2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3　主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

(1)経験年数による場合

1)大学卒［指定学科］　3年以上の実務経験

2)高校卒［指定学科］　5年以上の実務経験

3)その他　　10年以上の実務経験

(2)資格等による場合

1)建設業法「技術検定」

2)建築士法「建築士試験」

3)技術士法「技術士試験」

4)電気工事士法「電気工事士試験」

5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」

6)消防法「消防設備士試験」

7)職業能力開発促進法「技能検定」

※［健康保険等の加入状況の記入要領］

1　下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。

2　各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。

3　健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

4　厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

5　雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※［一号特定技能外国人の従事の状況の記入要領］

一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

※［外国人建設就労者の従事の状況の記入要領］

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※［外国人技能実習生の従事の状況の記入要領］

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

（付則８）

《参　考》

施工体制台帳　様式例-4

<<再下請負関係>>

再下請業者及び再下請契約関係について次にとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住　所 電話番号	〒 （TEL　　－　　－　　）		
工事名称 及び 工事内容			
工　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契約日	年　　月　　日

建設業の許　可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専　任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

※［主任技術者、専門技術者の記入要領］

1　主任技術者の配置状況について［専任・非専任］のいづれかに○印を付すること。

2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3　主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

(1)経験年数による場合

1)大学卒［指定学科］　3年以上の実務経験

2)高校卒［指定学科］　5年以上の実務経験

3)その他　10年以上の実務経験

(2)資格等による場合

1)建設業法「技術検定」

2)建築士法「建築士試験」

3)技術士法「技術士試験」

4)電気工事士法「電気工事士試験」

5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」

6)消防法「消防設備士試験」

7)職業能力開発促進法「技能検定」

※［健康保険等の加入状況の記入要領］

1　下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。

2　各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。

3　健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

4　厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

5　雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※［一号特定技能外国人の従事の状況の記入要領］

一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

※［外国人建設就労者の従事の状況の記入要領］

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※［外国人技能実習生の従事の状況の記入要領］

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

（付則８）

《参　考》

施工体制台帳　様式例-5

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自	年　月　日
	至	年　月　日

元請名	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	

会長	統括安全衛生責任者

書記	

副会長	

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

（注）一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

（付則－９）　　工事月報作成要領

１．提出期日及び記載例

工事月報は毎月ごとに下記の様式で記載し毎月５日に提出する。

工事月報の作成は下記の様式例－１～５の順序で綴ること。
また、工事の進捗状況がわかる工事写真を添付すること。
工事月報は月別インデックスにより工期分を綴じ込むものとする。

(1) 様式例－１　工事履行報告書（営繕第3号様式、第11号様式）
(2) 様式例－２　工事工程表（営繕第4号様式）⟵ 出来高曲線を記入する。
(3) 様式例－３　工事月報（○月）
(4) 様式例－４　工事月報（○月）（別紙第11号様式関係）
(5) 様式例－５　県産建設資材使用状況報告書（○月分）(参考様式)

令和　年度　工事名○○○○○設備工事　請負者○○○○（会社名）	沖縄県土木建築部下水道建設事務所 殿 令和　　年度 工事名　○ ○ ○ ○　設備工事 工 事 月 報 工期　自 令和　年　月　日 　　至 令和　年　月　日 請負者（株）○ ○ ○　（会社名）

（付則－９）　　工事月報様式例－１

営繕第3号様式

令和　年　月　日

沖縄県知事　玉城 康裕　殿

（受注者）　住所　那覇市○○－○　○○ビル○階

商号　株式会社　○○建設

氏名　代表取締役　△△　△△

定 期 報 告 書

（ 令 和　　年　　月 分 ）

次の工事ついて、別添のとおり定期報告関係書類を提出します。

工事名　　○○工事（○○）

添付書類（すべて**A4**サイズとし、提出部数は**1部**とする。）

	書　　類　　名	備　　考	確認
1	工事履行報告書	第11号様式	□
2	工事工程表（実施）	営繕第4号様式（計画を黒線、実施を赤線）	□
3	工事状況報告	営繕第5号様式	□
4	工事写真	営繕第6号様式	□

上記以外に、今月、提出、願出及び報告を行った

- 建設工事下請通知書（第9号様式）
- 材料確認書（第14号様式）
- 確認・立会依頼書（第16号様式）
- 〔材料調合・施工〕通知書（第17号様式）
- 工事打合せ簿（第10号様式）

を添付します（添付する資料に○を付けること）。

（付則－９）　　工事月報様式例－２

営繕第4号様式

工 事 工 程 表（ 実 施 ）

工事名	○○○○○○工事(R3－1)	工期	自　令和3年4月2日	請負代金額	123,456,789円	受注者	住所	那覇市○○－○　○○ビル○階
		(変更)	至　令和3年10月15日	(変更請負代金額)			商号	株式会社　○○建設
			(至:令和　年　月　日)	完了予定日	令和　年　月　日		氏名	代表取締役　△△　△△

No.	工　種	金額(千円)	%	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	100
															(%)
															90
															80
															70
															60
															50
															40
															30
															20
															10
															0
月間予定出来高			(%)												
月間実施出来高			(%)												
月間予定金額			(千円)												
月間実施金額			(千円)												
累計予定出来高			(%)												
累計実施出来高			(%)												
累計予定金額			(千円)												
累計実施金額			(千円)												

（付則－９）

工事月報様式例－３

沖縄県下水道事務所独自書式一覧表

書式－13

（記入例）

工事日報（○月）1/2

工事名：△△△△△工事

受注者：○○○○㈱・●●●●㈱特定建設共同企業体

日付	曜日	施　工　内　容	確認立会	現場代理人(印)
1		例　契約日		
2		総合打合せ		
3		機器承諾打合せ		
4		施工承諾打合せ		
5		運転方案打合せ（機械・電気）		
6		工程会議		
7		○ ○ ○　墨出し【○○工、●人工】		
8		○ ○ ○　搬入（機器及び材料）【○○工、●人工】		
9		○ ○ ○　据付（機器）【○○工、●人工】		
10		○ ○ ○　コンクリート打設【○○工、●人工】		
11		○ ○ ○　一週強度【○○工、●人工】		
12		○ ○ ○　防食工事　【○○○工、●人工】		
13		○ ○ ○　配管耐圧　（水圧、気密）		
14		○ ○ ○　撤去発生品		
15		○ ○ ○　配管工事（取付状況等）		
16		○ ○ ○　基礎工事（型枠、配筋等）		

（付則－９）　　工事月報様式例－４

別紙（第11号様式）

工 事 月 報 （　　月分）

令和3年4月1日

工 事 名 ： ○○○○○○工事(R3－1)

工　期 ： 自 令和3年4月2日　至 令和3年10月15日

（受注者） 住所: 那覇市○○－○ ○○ビル○階

商号: 株式会社 ○○建設

氏名: 代表取締役 △△ △△

工 事 費 内 訳

（単位:千円）

工種	種別	細別	実行予算					計画出来高					実施出来高					備考
			数量	単位	単価	金額	%	数量	単位	単価	金額	%	数量	単位	単価	金額	%	

（付則－９）
工事月報様式例－５
（参考様式）

県産建設資材使用状況報告書（総括）

工事名：

（受注者）住　所

商　号

氏　名　　印

完成年月日　　令和　年　月　日

品　名	使用総数量 A		県産品使用数量 B		使用比率	備考
	単位	数量	単位	数量	B/A (%)	
鉄筋	t		t			
セメント（生コンクリートを除く）	kg		kg			
アルミサッシ	㎡		㎡			
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製ﾊﾟｲﾌﾟ	m		m			
鋳物製品（ﾏﾝﾎｰﾙ鉄蓋、ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ等）	枚		枚			
ｺﾝｸﾘｰﾄ２次製品（　　杭　　）	本		本			
ワイヤメッシュ	㎡		㎡			
ＦＲＰ浄化槽	基		基			
高架水槽	基		基			
アルミ形材	t		t			
ＰＣ橋桁（ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ方式）	t		t			

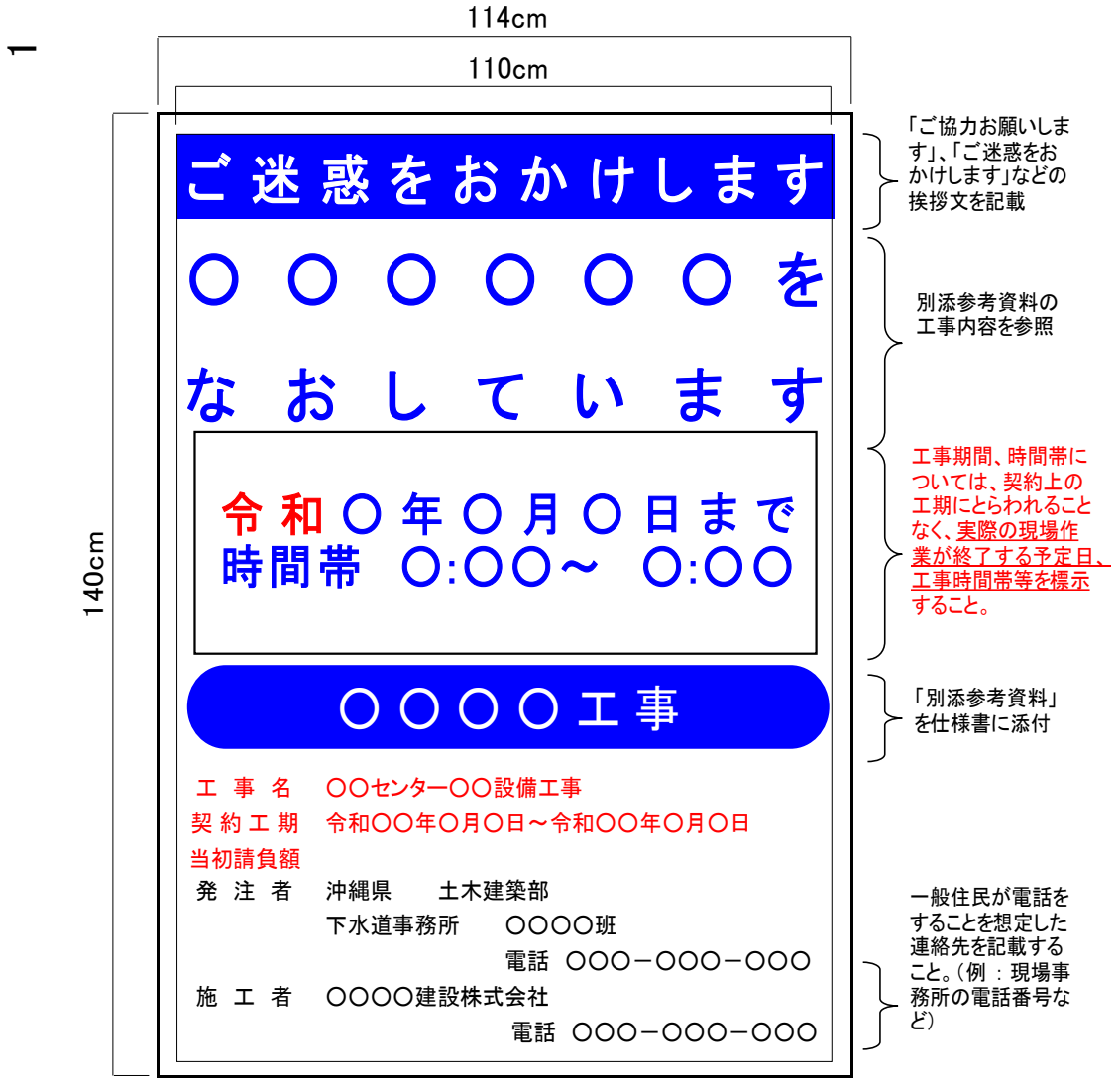
摘要	1　設計数量がない場合は、数量の欄に「0」を記入する。 2　県産建設資材を使用していない場合は、理由を書いてください。 理由：

（付則－１０）

工事標識施設等の作成要領

１．工事表示施設（板）

工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に例に示す内容を記載した表示板を設置するものとする。



※看板表面の素材は、原則として高輝度反射式又は同等以上のものとする。使用しない場合については、監督員と協議すること。

※色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

※時間帯は24時間表示とする。

※内容に変更がある場合は、速やかに訂正すること。

（付則－10）

工事標示施設(板) 表示例

区 分	工事種別	工事内容
道路関係	道路(改良･改築)工事	利便性向上のため道路を新設しています。
		走行性向上のため道路を拡幅しています。
		渋滞を解消するためバイパスを整備します。
	交差点改良工事	渋滞緩和のため交差点を改良しています。
		交通事故対策のため交差点を改良しています。
	歩道整備工事	歩道を設置する工事を行っています。
		歩道のバリアフリー化を行っています。
		歩道を広げる工事を行っています。
	道路標識工事	地名や路線名を案内する標識を設置しています。
	道路防災工事	落石を防ぐための工事を行っています。
	舗装新設工事	新たに舗装を設置する工事を行っています。
	舗装修繕工事	傷んだ舗装をなおしています。
	橋梁新設(整備)工事	新しい橋を造っています(架け替えています)。
	橋梁補強工事	地震対策のため橋を補強しています。
	橋梁修繕工事	傷んだ○○をなおしています。
	電線共同溝工事	電線類を地中化する工事を行っています。
	道路維持工事	傷んだ○○をなおしています。
	道路照明灯設置工事	道路の照明灯を設置しています。
	道路除草工事	道路周辺の草刈りを行っています。
	交通安全施設設置工事	交通安全施設を設置しています。
	自転車道整備工事	自転車道を整備しています。
河川関係	河川改修工事	洪水対策のため川幅を広げる工事を行っています。
		洪水対策のため護岸工事を行っています。
	橋梁工事	河川改修(拡幅)にあわせて橋を架け替えています。
	河床掘削工事	河川にたまった土砂を取り除いています。
	河川維持工事	傷んだ○○をなおしています。
	災害復旧工事	壊れた堤防(護岸)をなおしています
	ダム本体工事	○○対策のためダムを造っています。
砂防関係	地すべり対策工事	地すべりを防ぐための工事を行っています。
	急傾斜地崩壊対策工事	がけ崩れを防ぐ工事を行っています。
	砂防えん堤工事	土石流対策として砂防えん堤工事を行っています。
	流路工工事	土石流対策として流路工工事を行っています。
港湾関係	港湾改修工事	岸壁をつくる工事を行っています。
		物揚場をつくる工事を行っています。
		防波堤をつくる工事を行っています。
	港湾環境整備工事	港湾緑地を整備しています。
	港湾維持修繕工事	傷んだ○○をなおしています。
海岸関係	海岸工事	海岸保全施設の整備を行っています。
公園関係	公園(緑地)整備工事	○○公園(の緑地)をつくっています。
下水道関係	下水道工事	下水道を新設しています。
	下水道改修工事	汚水管(マンホール)の改修を行っています。
空港関係	用地造成工事	空港建設のため造成工事を行っています。
	舗装補修工事	傷んだ○○舗装をなおしています。
	空港施設工事	○○を整備しています。

※ 工事種別、内容についてはあくまで参考例であり、一般県民等にわかりやすく伝わるよう適宜修正して表示すること。

（付則－１１）

機器銘板（機器の表示）作成要領

１．機械設備の機器の表示

１．主要機器・材料には、各々見やすいところ（水中機器は、近傍の端子箱等）に銘板を取付ける。

２．取付ける銘板の種類は、製造銘板及び工事銘板とする。

３．銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）による。
なお、材質は、原則としてSUS304製とし、上面に透明塗料を塗る。
また、銘板の取付はSUS304製のリベット等で行う。

４．請負者は、銘板の表示内容リストを事前に監督職員に提出し、承諾を得てから銘板を製作する。

５．製造銘板は、製作者が製作工場で取付ける銘板で、名称・形式・仕様・製造番号・製造年月・製造会社名等を記載する。（原則として製作者の標準仕様とする。記載標準例－ア参照。）

６．工事銘板は、請負者の施工範囲を明確にするもので、年度（設計図書記載年度）・工事件名・主要仕様・完成年月・受 注 者等を記載する。（記載標準例－イ参照。）

７．製造銘板と工事銘板は記載事項をまとめ、1枚の銘板としてもよい。
また、工事銘板は機器がまとまって設置されている場合は、施工範囲が不明確にならない範囲で、1枚の銘板としてもよい。（記載標準例－ウ・エ参照。）

８．記載標準例

ア　製造銘板（記載例－１）

○　　高 効 率 型 遠 心 脱 水 機　　○
型　　式　　ＥＮＳＩＮ－ＤＡＳＳＵＩ－５．０
要　　目　　５．０㎥/ｈ×５．５ｋｗ
製造番号　　９８７６－５４３２１－０１
製造年月　　平成１５年３月（２００３年）
○ 受 注 者　　○ ○ ○ ○（株）　　○

イ　工事銘板（記載例－２）

○　　遠 心 脱 水 機　　１ 号　　○
工 事 名　　平成１３年度 ○○○○○機械設備工事
仕　　様　　５．０㎥/ｈ×５．５ｋｗ
完成年月　　平成１６年３月（２００４年）
○ 受 注 者　　（株）○ ○ ○ ○　　○

ウ　製造・工事銘板（記載例－３）

製造銘板と工事銘板を１枚にまとめた場合。

○　　遠　心　脱　水　機　　１　号　　○
機 器 名　　高効率型遠心脱水機
型　　式　　ＥＮＳＩＮ－ＤＡＳＳＵＩ－５．０
仕　　様　　５．０㎥/ｈ×５．５ｋｗ
製造番号　　９８７６－５４３２１－０１
製造年月　　平成１５年３月（２００３年）
工 事 名　　平成１５年度　○○○○○機械設備工事
完成年月　　平成１６年３月（２００４年）
○ 受 注 者　　（株）○ ○ ○ ○　　○

エ　製造・工事銘板（記載例－４）

水中ポンプ端子箱等に、製造銘板と工事銘板を貼る場合工事銘板は１枚としても良い。（施工範囲が不明確にならない範囲）

○　　床排水ポンプ　１・２号　　○
工 事 名　　平成１５年度　○○○○○機械設備工事
仕　　様　　φ65㎜×0.9 ㎥/分×10m×1.5kw
完成年月　　平成１６年３月（２００４年）
○ 受 注 者　　（株）○ ○ ○ ○　　○

○　　水中汚水汚物ポンプ　　○
型式　ＯＳＵＩ－ＨＡＩＳＵＩ６５
要目　φ65㎜×0.9 ㎥/分×10m×1.5kw
製造番号　１２３４－５６７８９－０１
製造年月　平成１５年３月（２００３年）
○製造者名　○ ○ ○ ○（株）　　○

○　　水中汚水汚物ポンプ　　○
型式　ＯＳＵＩ－ＨＡＩＳＵＩ６５
要目　φ65㎜×0.9 ㎥/分×10m×1.5kw
製造番号　１２３４－５６７８９－０２
製造年月　平成１５年３月（２００３年）
○製造者名　○ ○ ○ ○（株）　　○

２．電気設備の盤の表示

１．各盤の扉の裏面に工事銘板を取付ける。

２．銘板はアクリル製とし、白地に黒文字を刻印したものを張付ける。大きさは 100×46×3T とする。屋外盤は別途指示する。

３．記載標示例

工　事　名	平成１５年度　○○○電気設備工事
完 成 年 月	平成１６年３月（２００４年）
受 注 者	（株）○ ○ ○ ○

（付則－１２）

工事写真帳作成要領

１．一般事項

（１）工事写真は工事完成後の検査において、工事が適切に行われたことを示す重要な資料となるから、受注者は責任を持って、工事過程を撮影しなければならない。

（２）工事写真は、デジタル画像をメモリ媒体に利用するデジタルカメラ（ただし、撮影素子の総画素数が130万画素以上、撮影画像サイズＸＧＡ以上、画像ファイル形式ＪＰＥＧ、以下、「デジタルカメラ」という。）を使用する。

（３）写真はすべてカラー撮影とし、その大きさは原則としてサービスサイズとする。

（４）写真帳は、Ａ４版ドッチファイルを使用し、表紙及び背の部分に年度、工事場所、工事名及び受注者名（会社名）を記入する。（［A図］参照）

２．撮影要領

（１）工事着手前に撮影計画をたて、特に着工前と完成後の情景写真は、同一場所、同一視角で撮影しなければならない。

（２）撮影時には、撮影物件の大きさ、寸法が判別できるよう箱尺その他のスケールを添えて撮影する。

（３）施工中の写真は完成状態において確認の困難な部分を重点的に撮影するものとし、特に下記の点に留意すること。

ア　埋設工事

(ｱ)　地下埋設その他陰ぺい場所に設置するものについては設置前に品質、形状、寸法などが判別できるように写真撮影しておくこと。

(ｲ)　埋設工事などについては埋設深さ、位置が判別できるように埋設状態を撮影する。なお、埋戻し状況も撮影しておくこと。

イ　コンクリート基礎工事

(ｱ)　コンクリート構造物上にコンクリート基礎を打設する場合は、在来コンクリート面の目荒しの状況、内在鉄筋のはつり出しの状況、配筋状態の写真を撮影すること。

(ｲ)　地中にコンクリート基礎を設ける場合は、コンクリート杭の打込み状況、栗石、捨てコンクリートの打設状況なども写真撮影すること。

なお、４週強度は沖縄県建設技術センターに試験させるものとする。

ウ　機械装置

(ｱ)　主要機器は工場で組立写真、分解写真、銘板写真を撮影すること。

(ｲ)　工場での製作過程が特に重要なものについては、すべて製作写

真を撮影すること。

(ｳ) 鋼材を主要部材とする機器については、ケレン作業中の写真を撮影すること。

(ｴ) 現場組立、据付中の写真は完成状態で点検の困難な部分を重点的に撮影すること。

(ｵ) 主要部品検査、工場完成検査その他性能試験中の写真を撮影すること。

エ．配管工事

(ｱ) 配管中の写真はバルブ、機器、伸縮可とう継手取付部分、曲管、分岐管などの異形管部分、コンクリート水槽貫通部の防水処理状況などを重点的に撮影すること。

(ｲ) ラッキングを施すものはラッキング前の配管を品質表示マークを入れて撮影すること。

オ．塗装工事（工場塗装も含む。）

(ｱ) 下地ケレン及び各塗り重ねの工程毎にカラー写真により撮影すること。

(ｲ) 塗料は開缶前に全数量を一ケ所にまとめ、品質が判別できるようラベル面を入れて写真撮影すること。

カ．電気工事

(ｱ) ケーブルピット、ダクト、コンクリートトラフ、プルボックス内のケーブル布設状態及びケーブル端末の接続状態を撮影すること。

(ｲ) 配電盤類は前面及び内部写真を撮影すること。

（４）完成写真は各設置場所ごとに設備の全体と部分写真に分けて撮影すること。

（５）改造（築）工事の施工記録写真は着工前、工事中、完成とすること。

３．撮影対象

（１）下記の一覧表は、撮影項目の標準を示すもので、工種・工程の重要度に応じて、監督職員が増減を増すことがある。

工　種　等	撮　　影　　対　　象
工事着手前	(1)工事箇所の全景写真（完成時を想定してアングルを決めること。また必要に応じて、追い写真あるいはパノラマ写真としてもよい。） (2)重要部分の詳細
工事完成後	工事着手前と同一場所、同一アングルの写真

（付則－１２）

工　種　等	撮　　影　　対　　象
材料搬入	(1)搬入材料の品名、品質、規格表示 (2)塗料は、開缶前のもの全数を集めて撮影する。 (3)受け入れ検査状況
埋設工事	(1)掘削前又は墨出し状況 (2)埋設状態（箱尺、リボンテープ等により寸法、深さを明示する。 (3)既設埋設物(出現状態、保護施工状態) (4)砂基礎工、埋め戻し工、路面等復旧工
コンクリート基礎工事	(1)墨出し状態 (2)既設コンクリート面目荒らし状態 (3)内在筋はつり出し状態 (4)配筋組立て状態（箱尺、リボンテープ等により鉄筋間隔、鉄筋径、継手を明示する。） (5)コンクリート打設前の状態(型枠、打設面の洗浄を明示する。） (6)現場練りの場合は材料、配合、練り混ぜ状況を示す。 (7)コンクリート打設、締め固め、金こて押さえ状況 (8)地中に基礎を設ける場合は、コンクリート杭の打ち込み状況、栗石、捨てコンクリート工等を撮影する。
機器製作	(1)工場製作、主要部材、溶接部分、下地処理後、塗装各工程、出来形、銘板 (2)分割搬入する機器については分割状態 (3)検査(品質、性能検査)
機器据付	(1)アンカーボルトの固定、ライナ調整部 (2)芯出し作業、その他完成後確認の困難な部分 (3)配電盤、現場操作盤等の取付け、支持状況、接地線の接続 (4)受け入れ検査、据付検査、性能検査（試運転）
配管工事等	(1)機器取り合い部分の取付け、支持状況 (2)バルブ、曲管、分岐管、伸縮・可とう管等の異形管部分 (3)コンクリート水槽の壁貫通部（埋め込み前・防水処理） (4)埋設、コンクリート貫通部のはつり、モルタル等の補修状況 (5)防火区画貫通部処理状況 (6)被覆前配管の材質表示マーク (7)気密試験中の状況写真（圧力の指示を撮影）
塗装工事	(1)下地処理後、下塗り、上塗りの各工程 (2)汎用品、配電盤の塗装工程は除く。
配線工事	(1)ケーブルピット、ダクト、ピット、プルボックス内のケーブル敷設状況 (2)ケーブル端末処理工程 (3)防火区画貫通部処理状況
ラック・ダクト工事	(1)取付状況 (2)防火区画貫通部処理状況
接地工事	接地極と導線の接地及び埋設状況
ｹｰﾌﾞﾙﾋﾟｯﾄ工事	墨出し及び型枠、縁金物の取付け状況、コンクリート打設
その他	各種試験及び測定状況

４．編集要領

写真帳の編集はアルバムの最初のページより原則として１面に３枚づつ順次下記の要領により行う。

（１）着工前と完成（全景）の写真を上下または左右に並べて貼る。

（２）完成の部分詳細写真を貼る。

（３）工場での分解、組立写真を貼る。（機器本体に限る。）

（４）工場検査の情景写真を貼る。

（５）工場塗装写真（ケレン・１回、２回塗り）を貼る。（本体に限る。）

（６）基礎工事、埋設工事、現場塗装工事などの施工中の写真を工程順に貼る。

なお、仕上げ塗装写真は完成写真として最初のページに貼る。

５.電子媒体での納品

（１）工事写真の電子媒体での納品については、沖縄県土木建築部「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」令和元年版による他、この要領の定めによる。

（２）工事写真ファイルの記録形式はJPEGとし、非圧縮～圧縮率は1/8までとする。又、参考図ファイルの記録形式はJPEGとし、解像度は必要な文字・記号が読めることとする。

（３）画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。但し、監督職員の承諾を得た場合は、回転・パノラマ・全体の明るさの補正程度は認めることとする。

（４）電子媒体は、ＣＤ－Ｒを原則とし、提出時における有効画素数を130万画素以上としなければならない。ただし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。

（５）電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、制度を確保できる撮影材料を用いるものとする。

（有効画素数130万画素以上、プリンターはフルカラー720dpi以上、用紙等は薄手の写真専用紙又は、普通紙とする。）

（６）CD-Rのフォルダ構成は、「建築及び設備工事に係る工事写真の電子納品要領（案）」に準じること。

（７）その他の詳細の仕様については、監督職員と協議するものとする。

ア　着手前・完成

設備・機器の編集順序は仕様書の順とする。

イ　基礎工事写真

必要に応じて詳細写真を貼る。

ウ　機器据付施工写真

機器基礎のモルタル仕上げはこの項に入れてもよい。

エ　配管・配線・サポート・架台据付施工写真

架台等の根巻きはこの項に入れてもよい。

オ　現地塗装写真
カ　試験・試運転写真
キ　工場製作写真
ク　工場塗装写真
ケ　撤去物写真

（８）写真で対象物がわかりにくい場合には、写真に赤矢印を貼り付けてわかりやすくする。また、施工範囲が広い場合は縮小図等により撮影場所、撮影方向がわかるようにする。

（９）CD-Rに納める写真は、類似の写真を避け厳選した写真とする。

（付則－12）

○○年度○○設備工事

工事写真帳

設備範囲

工事場所

○/○分冊番号

［Ａ図］工事写真帳表紙

工　事　写　真　帳

令和　　年度

工事名

工事箇所
または設備範囲　　分冊番号　○／○

工　期　着　手　令和　年　月　日

竣　工　令和　年　月　日

工事施工者

［Ｂ図］写真撮影用黒板（例）

単位　mm



工事名	沖縄県土木建築部下水道事務所殿向
	○○浄化センター　○○○設備工事
撮影対象	①
状況説明	②
確認・立会者	
請負者	

仕　様

1）板　ベニア、濃緑、粉受けなし
2）線　黄色、太さ1㎜
3）文字　白色、ゴシック

記入要領

① 欄　：　機器名又は施工場所を記入
② 欄　：　工程及び内容等、必要な事項を記入

（付則－１３）　　完成図書作成要領

１．一 般 事 項

（１）完成図書は、設備の維持管理上重要な資料であるから、受注者は責任をもって、設備引き渡しまでに作成しなければならない。

（２）完成図書の大きさはＡ４版とし、表紙及び背表紙に年度、工事名称、設備範囲、分冊番号、及び受注者名（会社名）を記入する。また、厚さは１冊につき１２㎝をこえないものとし、１冊ごとに全体目次をつけること。［Ａ図参照］

（３）図面来歴の項目は別添図のとおりとする。

２．編 集 要 領

（１）完成図書の編集は順次下記の要領にて行う。

（２）I～XIの番号はカラーインデックスに書き、各項目の最初に入れ、その後に目次を入れる。

（３）図面の右肩にゴム印（約20㎜角）で番号をつける。［Ｂ図参照］

（４）設備班分はアスクル「現場のチカラ」軽量折りたたみコンテナ40Lに収納し、工事名、施工年度、提出書類等を明記した札を容器の外に添付すること。（機械設備工事は茶色、電気設備工事は水色とする）

（５）完成図書は機械、電気を含めて、後日通し番号を記入するのでその空白をとっておくこと。（Ａ図参照）

（６）完成図書はＡ４ドッチファイル等に整理する。

ドッチファイル等は容易に表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再利用又は分別廃棄できる構造になっていること。

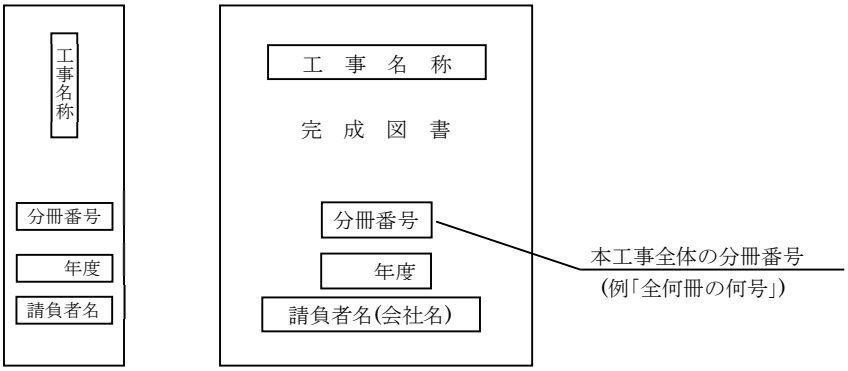
またエコマーク等は環境ラベルを参考にするなど、環境負荷の少ない製品の使用に努めること。

（付則－１３）

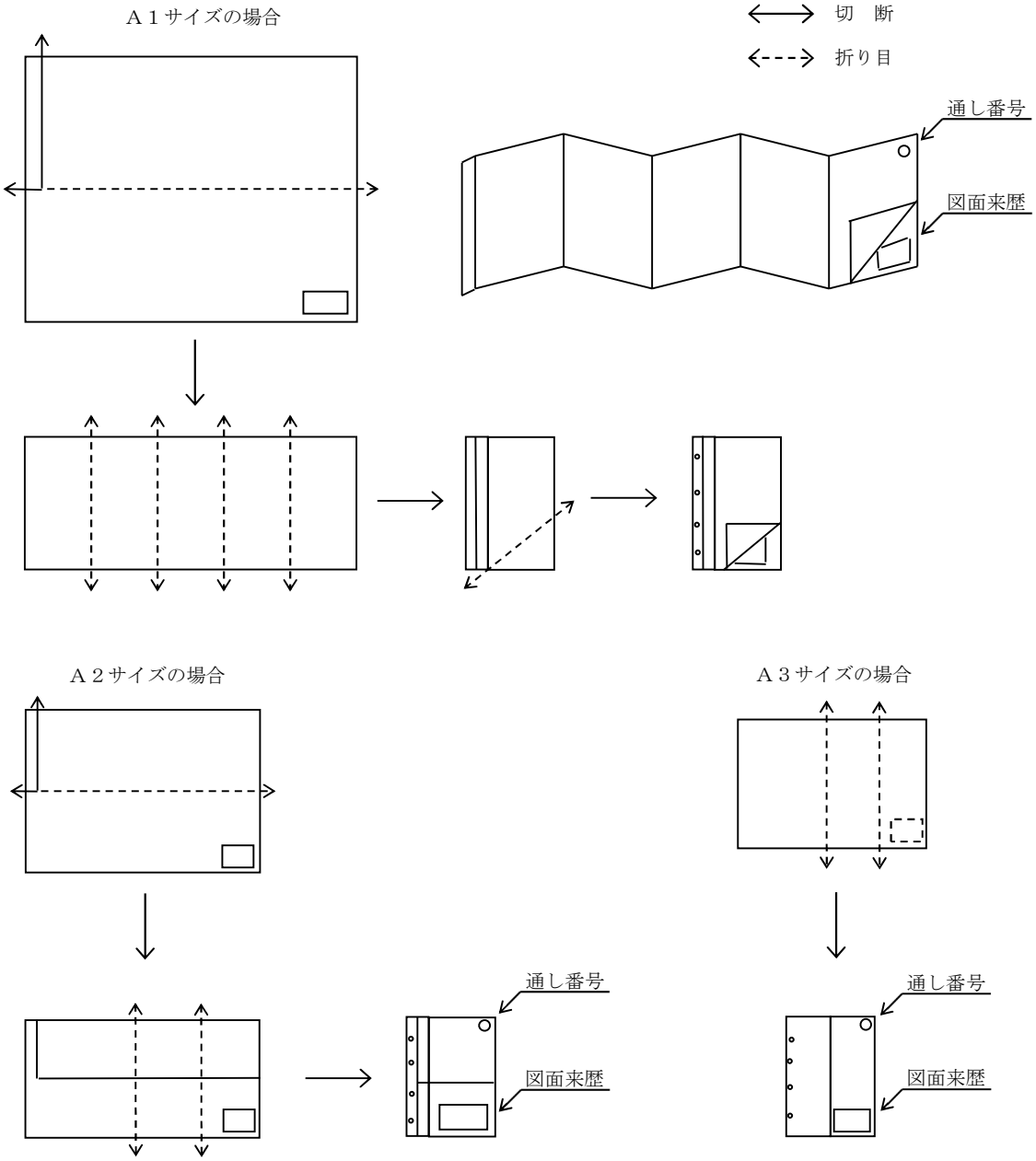
完 成 図 書 編 集 例

機械設備の場合	電気設備の場合
I. 完 成 図 面 １．一般平面図（位置図） ２．フローシート ３．配　置　図 ４．配　管　図 ５．外　形　図（購入機器は仕様書とも） ６．組　立　図 ７．基　礎　図 II. 各種特殊工事仕様書 １．塗装仕様書 ２．被覆仕様書 ３．コンクリート防食被覆仕様書 ４．ＦＲＰ蓋仕様書 ５．各種計算書 ６．そ　の　他（特許権認定証明書等） III. 各種リスト １．工具リスト ２．付属品リスト IV. 銘板の写し V. 工場検査データ VI. 現地試験データ VII. 取扱説明書 VIII. 保守点検一覧表 IX. 故障時連絡先一覧表	I. 完 成 図 面 １．一般平面図（位置図） ２．フローシート ３．配　置　図 ４．配線、配管ルート ５．外　形　図 ６．システム構成図 ７．操作フローシート ８．電 源 系 統 図 II. 各種結線・接続図 １．主回路接続図 ２．単線結線図 ３．三線結線図 ４．展開接続図 （ｼｰｹﾝｽｺﾝﾄﾛｰﾗ各種ﾘｽﾄ含む） ５．器具内部接続図 ６．配線系統図 III. 各種機器仕様書等 １．配線盤製作仕様書（塗装仕様書含む） ２．計装機器仕様書 ３．各種計算書 IV. 各種リスト １．工具リスト ２．付属品リスト V. 機器リスト VI. 銘板の写し VII. 工場検査データ VIII. 現地試験データ IX. 取扱説明書 X. 保守点検一覧表 XI. 故障時連絡先一覧表

（付則－１３）


工事名称
分冊番号
年度
請負者名
工　事　名　称
完　成　図　書
分冊番号
年度
請負者名(会社名)
本工事全体の分冊番号
(例「全何冊の何号」)

A　図


Ａ１サイズの場合
切　断
折り目
通し番号
図面来歴
Ａ２サイズの場合
Ａ３サイズの場合
通し番号
図面来歴
通し番号
図面来歴

B　図

（付則－１４）　　運転指導書作成要領

１．一般事項

（１）運転指導書は設備の運転操作、取扱い、保守、点検等の維持管理上必要な資料であるから、当該工事の連絡協議会は総合試運転完了後直ちに全工事分をまとめて設備引渡しまでに作成し、机上及び実地指導を行なわなければならない。

２．編集要領

（１）運転指導書の編集は「運転指導編集例」（表付－13）による。

（２）大きさはＡ４版とし、表紙及び背表紙に年度、運転指導施設名称、当該工事の全受注者名(会社名)を記入し、全工事をまとめて編集する。

ア　運転指導施設名称

イ　年度

ウ　全工事名称及び受注者

（３）運転指導日程表、指導項目（内容、方法、時間等）について机上、実地指導に分け綴じ込むものとする。

（４）部数及び装丁

運転指導時	Ａ４ドッチファイル	１０部以上
完成品引渡し時	Ａ４ドッチファイル	３部

表付－13　　運 転 指 導 編 集 例

<table>
<tr><th>実地運転指導時</th><th>工事書類引渡書時</th><th>完成図書の中に編集するもの</th></tr>
<tr><td>表紙
目次
日程表
指導項目
施設概要
全体平面図
機械設備フローシート
計装フローシート
各種系統図
機器配置図
全体水位関係図
接点・負荷一覧表
レベル一覧表
単線結線図
ブロックシーケンス
運転操作に関する説明書
停電対応運転に関する説明書</td><td colspan="2">（同左）
実地運転指導時に修正したもの
（下記の３項目はいずれも同じものを綴込む。）</td></tr>
<tr><td>取扱説明書
保守・点検一覧表
故障時連絡先一覧表</td><td>取扱説明書
保守・点検一覧表
故障時連絡先一覧表</td><td>取扱説明書
保守・点検一覧表
故障時連絡先一覧表</td></tr>
</table>

（付則－１５）　　設備工事電子納品要領

（適用範囲）

１．この要領は、沖縄県土木建築部下水道事務所が発注する設備工事に係る工事成果品及び、工事写真の電子媒体の納品に適用する。

（電子納品図書）

２．下表に示す図書類及び、工事写真は原則として電子納品する。なお、従来の書面による成果品の納品については別途定める。

	図　書　名	ﾌｧｲﾙ形式	提出部数	設備班	設備班	備　考
1	完成図書　ＣＤ－Ｒ		2	1	1	
	完成図ＣＡＤﾃﾞｰﾀ	ｵﾘｼﾞﾅﾙ＋P21＋PDF※	※ P21は変換が容易な場合			
	施工計画書	PDF+ｵﾘｼﾞﾅﾙ				
	着手前調査記録	PDF+ｵﾘｼﾞﾅﾙ				
	承諾図書（決定図）	PDF+ｵﾘｼﾞﾅﾙ				
	工事施工関係書類	PDF+(ｵﾘｼﾞﾅﾙ) ※	※ ｵﾘｼﾞﾅﾙの要否については、監督職員と協議すること。			
	検査関係書類	PDF+(ｵﾘｼﾞﾅﾙ) ※				
	提出書類綴り(官公庁提出書類)	PDF+ｵﾘｼﾞﾅﾙ				
	取扱説明書（機器）	PDF+ｵﾘｼﾞﾅﾙ				
2	工事写真　ＣＤ－Ｒ	写真ﾌｧｲﾙ/JPEG	2	1	1	

注記　：CD-Rは提出前に内容について、沖縄県建設技術ｾﾝﾀｰの確認を受けること。

（付則－１５）

（電子納品の方法）

３．電子納品の方法

（１）提出媒体

提出媒体は、ＣＤ-Ｒとし、２部提出する。

（２）ＣＤ-Ｒラベルの記載内容

提出媒体のラベルには、以下の情報を明記する。

①工事番号
②工事名称
③何枚目／総枚数
④作成年月
⑤発注者
⑥請負者
⑦監督員等の捺印欄
⑧ウィルスチェックに関する情報
⑨ＣＤ-Ｒフォーマット形式

・ ＣＤ-Ｒのプラスチック製収納ケースには、「工事名称」「工事番号」及び、「図書名」を明記する。

（３）電子媒体のフォーマットについて

ＣＤ-Ｒは、ＪＯＬＩＥＴ フォーマットとする。ただし、やむ得ない理由が場合は協議によりＩＳＯ9660 フォーマットとすることが出来る。

（４）電子媒体の内容確認

ア　発注者、請負者相互に電子媒体の内容を確認した上で、ＣＤ-Ｒのラベルに直接署名をする。

イ　署名等は監督員及び現場代理人が行う。

（５）電子媒体納品書の提出

請負者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書（１部）に署名及び捺印のうえ、電子媒体と共に提出する。

（付則－１５）

ＣＤ-Ｒ ラベル作成例



電子媒体納品書

電　子　媒　体　納　品　書

殿

請負者（住所）

（氏名）

（現場代理人）　　印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

工事名				CORINS 登録番号	
電子媒体の種類	規　格	単位	数　量	作成年月	備　考

備考　1．監督職員に提出

（付則－１５）

(電子納品の内容)

４．電子媒体の提出形式等

（１）フォルダ名称について

フォルダ名称は下表に基づき全て作成する。ただし、該当しないフォルダは空のままとする。

フォルダ名称	分類		原則として電子納品を行うべき工事関係資料
PLAN	施工計画書		総合施工計画書、工種別施工計画書、施工体制台帳等
SCHEDULE	工程表		実施工程表、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等
MEET	打合せ簿		工事打合せ記録等、事前協議チェックリスト
MATERIAL	機材関係資料		試験計画書※1、試験成績書※1、監督職員検査記録※1、 品質証明書、調合表、規格証明書、機材搬入報告書等 発注仕様対照表、機器承諾図書等 （※１機材検査に伴うもの）
PROCESS	施工関係		試験計画書※2、試験成績書※2、監督職員検査記録※2、 施工報告書、工事実績状況報告書（月報）、立会請求書、 工法提案資料、着手前調査記録、施工承諾図書等 （※２施工検査に伴うもの）
INSPECT	検査関係資料		社内最終検査記録、工事完成記録、完成通知書、 指定部分完成通知書、既成部分確認請求書、 技術検査記録等
SALVAGE	発生材関係資料		発生材調書、処理報告書、再生資源利用［促進］計画書、 再生資源利用［促進］利用実施書等、
DRAWINGF	完成図		完成図
MAINT	保全に関する資料		主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、保全の手引、 機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要機器図、 鍵・備品・工具リスト、官公署届出書類一覧、官公署届出書類、 保証書の写し等
OTHRS	その他の工事	契約関係書類	工事請負契約書の写し、契約時の工程表、 現場代理人等通知書等、疑義等の協議記録簿等
		施工図	施工図
		工事実績情報	工事実績情報登録内容、工事実績情報受領書の写し等
		工事の一時中止	状況調査及び理由書等
		工期変更	変更工程表、変更理由書、工期算定根拠等
		文化財その他の埋蔵物	状況調査報告書等
		発注図	
		その他の資料	

（２）ファイル名称のつけ方

請負者にて決定してよいが、事前に監督職員と協議する。

（３）ウィルスチェック

提出するデータについては、ウィルスチェックを実施すること。ウィルスチェックは成果物納品前に実施する。実施内容については以下に従うものとする。

①受注者は、納品すべき最終成果品が完成した時点で、ウィルスチェックを行う。
②ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、一般的なものを使用する。
③最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
④電子媒体納品書に、ウィルスチェックに関する情報として以下を記載する。

- 使用したウィルス対策ソフト名
- ウィルス（パターンファイル）定義年 月 日
- チェック年 月 日

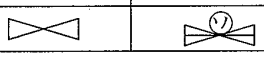
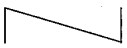
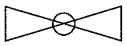
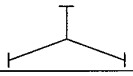
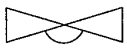
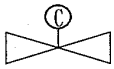
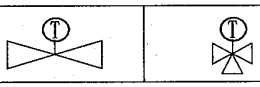
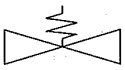
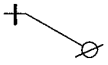
５．工事写真の編集

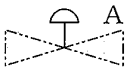
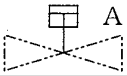
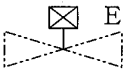
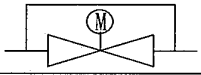
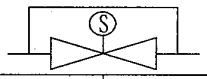
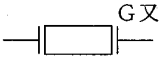
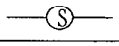
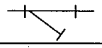
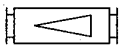
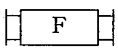
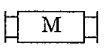
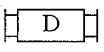
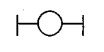
工事写真はデジタルカメラにより撮影するものとし、編集方法は「付則-12 工事写真帳作成要領」による。

６．他の基準の適用

この要領に定めていない項目については、沖縄県土木建築部「電子納品運用ガイドライン(案)［営繕事業編］」平成 16 年 4 月版、国土交通省「営繕工事電子納品要領(案)」平成 14 年 11 月版、国土交通省「建築 CAD 図面作成要領(案)」平成 14 年 11 月版を適用する。

機械設備標準図示記号（案）

名　　称	標　準　案	備　　考
仕切弁（スルース弁 ソフトシール弁）	ＪＩＳフランジ　水協フランジ 	ソフトシール弁は(Ｖ)と記載する。
玉形弁　（ストップ弁）		
逆止弁　（チェッキ弁）		
ボ　ー　ル　弁		
ダ イ ヤ フ ラ ム 弁		
蝶形弁　（バタフライ弁）		
無　閉　塞　弁		
電　磁　弁		
減　圧　弁		R：reducing valve
定　流　量　弁		C：constant
温　度　調　節　弁		T：temperature
背　圧　弁		
安　全　弁		
逃　し　弁		
三　方　弁		
コ　ッ　ク		
空　気　抜　き　弁		A：air
定　水　位　弁		F：fix
ボ　ー　ル　タ　ッ　プ		

名　　称	標　準　案	備　　考
電　動 [　　] 弁		
ダイヤフラム式操作弁 （正作動）		Ａ：空圧式 Ｏ：油圧式
同　　上　（逆作動）		同　上
ピストン式操作弁		同　上
電動油圧式操作弁		ＥＯ：電油式
電　動　弁　装　置		
電　磁　弁　装　置		
可　撓　継　手	ポンプ廻り 一　般 	
伸　縮　継　手		Ｇ：ゴム製、ＳＵＳ： ステンレス製 Ｓ：単式、Ｄ：複式
ルーズフランジ		
ス　ト　レ　ー　ナ	一　般  Ｙ　形 	
オリフィス式流量計		
面　積　式　流　量　計		
電　　磁　　式		
量　　水　　器		
濃　　度　　計		Ｄ：density
散　　水　　栓		
フ　ロ　ー　サ　イ　ト （フラッパー式含む）		

名　　称	標　準　案	備　　考
汎　用　ポ　ン　プ	Ⓟ	
上　　水　　管	——－——	
雑　用　水　管 （井水、工水、ろ過水）	——－－——	
処　理　水　管	—— F ——	F：final effluent
油　　管	—— O ——	O：oil
ス　カ　ム　管	——SC——	SC：scum
汚　　水　　管	————	
排　　水　　管	—— D ——	D：drainage
冷　却　水　管	——CW——	CW：cooling water
薬　　液　　管	—— C ——	C：chemistry
空　　気　　管	一　般 —A— 計装用 —a—	A，a：air
空　気　抜　き　管	——AV——	
通　　気　　管	——OV——	
ガ　　ス　　管	—— G ——	
蒸　　気　　管	—— S ——	S：steam
汚　　泥　　管	—— SL——	
脱　臭　ダ　ク　ト	—— AD——	

（付則－１６）

ＪＩＳの国際単位（ＳＩ）

ＪＩＳの国際単位（ＳＩ）への移行については、平成 11 年 9 月 30 日までに暫定措置としての猶予期間が全て終了したことから、単位についての取扱いについては全てＳＩ単位とする。参考までに過年度までの経緯を含め。具体的な改正内容を以下に示す。

具体的改正の内容

	法定計量単位から削除する計量単位			国際単位系単位		2つの計量単位の関係	量の名称
	計量単位	単位記号		計量単位	単位記号		
Ⅰ	1．ダイン	dyn	⇨ 猶予期間（平成７年９月30日まで）	1．ニュートン	N	1dyn=10μn	（力）
	2．エルグ	erg		2．ジュール	J	1erg=100nJ	（仕　事）
	3．エルグ	erg		3．ジュール	J	1erg=100nJ	（熱　量）
	4．重量ｷﾛｸﾞﾗﾑﾒｰﾄﾙ	kgf･m		4．ジュール	J	1kgf･m=9.8J	（熱　量）
	5．壊変毎秒	dps		5．ベクレル	Bq	1dps=1Bq	（放射能）
	6．中性子毎秒	n/s		6．毎秒	s^{-1}	1 n/s=1s^{-1}	（中性子放出率）
Ⅱ	1．ミクロン	μ	⇨ 猶予期間（平成９年９月30日まで）	1．メートル	m	1μ=1μm	（長　さ）
	2．トル＊	Torr		2．パスカル	Pa	1Torr≒133Pa	（圧　力）
	3．規定	N		3．ﾓﾙ毎立方ﾒｰﾄﾙ	mol/m^3		（濃　度）
	4．ｻｲｸﾙ、ｻｲｸﾙ毎秒	c/s		4．ヘルツ	Hz	1c/s=1Hz	（周波数）
	5．マクスウェル	Mx		5．ウェーバ	Wb	1Mx=10nWb	（磁　束）
	6．ガンマ	γ		6．テスラ	T	1γ=1nT	（磁束密度）
	7．ガウス	G		7．テスラ	T	1G=100μT	（磁束密度）
	8．アンペア回数	AT		8．アンペア	A	1AT=1A	（起磁力）
	9．エルステッド	Oe		9．ｱﾝﾍﾟｱ毎ﾒｰﾄﾙ	A/m	1Oe≒79A/m	（磁界の強さ）
	10．ｱﾝﾍﾟｱ回数毎ﾒｰﾄﾙ	AT/m		10．ｱﾝﾍﾟｱ毎ﾒｰﾄﾙ	A/m	1AT/m=1A/m	（磁界の強さ）
	11．ホン数	－		11．デシベル	db	1ホン=1db	（音圧レベル）
Ⅲ	1．重量キログラム	Kgf	⇨ 猶予期間（平成11年９月30日まで）	1．ニュートン	N	1kgf≒9.8N	（力）
	2．重量ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎平方ﾒｰﾄﾙ	Kgf/m^2		2．パスカル	Pa	$1kgf/m^2$≒9.8Pa	（圧　力）
	3．水柱メートル	$mH_2O.mAq$		3．パスカル	Pa	$1mH_2O.mAq$≒9.8kPa	（圧　力）
	4．水銀柱ﾒｰﾄﾙ＊＊	mHg		4．パスカル	Pa	1mHg≒133kPa	（圧　力）
	5．重量ｷﾛｸﾞﾗﾑﾒｰﾄﾙ	kgf･m		5．ジュール	J	1kgf･m≒9.8J	（仕　事）
	6．重量ｷﾛｸﾞﾗﾑﾒｰﾄﾙ毎秒	kgf･m/s		6．ワット	W	1kgf･m/s≒9.8w	（工　率）
	7．カロリー＊＊＊	cal		7．ジュール	J	1cal≒4.2J	（熱　量）
	8．ｶﾛﾘｰ毎秒毎ﾒｰﾄﾙ毎度	cal/ms℃		8．ｼﾞｭｰﾙ毎秒毎ﾒｰﾄﾙ毎度	J/sm℃	1cal/sm℃≒4.2J/sm	（熱伝導率）
	9．ｶﾛﾘｰ毎ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎度	cal/kg℃		9．ｼﾞｭｰﾙ毎ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎度	J/Kg℃	1cal/kg℃≒4.2J/Kg℃	（比　熱）
	10．重量ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎平方ﾒｰﾄﾙ	kgf/m^2		10．パスカル	Pa	$1kgf/m^2$≒9.8Pa	（応　力）
	11．重量ｷﾛｸﾞﾗﾑﾒｰﾄﾙ	kgf･m		11．ﾆｭｰﾄﾝﾒｰﾄﾙ	N･m	1kgf･m≒9.8N･m	（力のモーメント）

備考１．＊：医療関連での使用は除く。　＊＊：血圧測定での使用は除く。　＊＊＊：栄養関連での使用は除く。

備考２．２つの計量単位関係において、使用するＳＩ接頭語は次のとおり。

k（キロ）：10^3　　μ（マイクロ）：10^{-6}　　n（ナノ）：10^{-9}

備考３．2つの計量単位の関係における換算係数は次のとおり。

9.8→9.80665　　4.2→4.18605　　79→79.5774　　133→133.322